

平成20年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会 平成20年3月21日 午前10時00分 開会
午後 5時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	13番	西 川 弥三郎
14番	南 要	15番	亀 井 一二三
16番	高 井 悦 子	17番	白 石 栄 一
18番	石 井 文 司		

欠席議員1名 12番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
消 防 長	北 川 武 雄		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 2番 朝 岡 佐一郎 16番 高 井 悦 子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、19日に引き続き、一般質問を行います。

1番、山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 おはようございます。

議会初日に提出いたしました私の一般質問の通告に従い、質問を始めさせていただきます。

葛城市は平成16年10月に合併をいたしてから4年目を迎えたわけでございますが、この4年間で日本を取り巻く経済状況も大きくさま変わりをいたしました。4年前に合併したときには、合併をすれば事態が改善される、新しい支援策が受けられると信じて、これを推進してこられ、実際、国の甘い言葉で日本全土を合併の渦に巻き込み、3,000以上あった市が、現在はおよそ1,800という数になりました。

私は合併後、最初の選挙で議員になりましたから、初めから葛城市の議員として葛城市を見詰め、葛城市にとってよかれと思う政策を提言し、日々活動をしてまいりました。だから、合併がよかったのか悪かったのかという視点ではなく、現在の葛城市のありのままの状況をつぶさに分析し、今後、葛城市がどのような方向に進むべきなのか、住民にとって、また将来、葛城市で生まれ育つ子どもたちに、どのような姿でバトンタッチをしていけるのかという視点で質問を展開させていただきたいと思います。

それではまず、葛城市を財政の面からとらえていきたいと思いますが、現在の葛城市の債務残高を一般会計、特別会計、企業会計と、その合計を、合併当初からの推移とともにお示しいただきたいと思います。

次に、基金の残高でございます。

これは合併前の平成15年から現在までの残高をお示しいただきたいと思います。

続きまして、葛城市の財政指標を教えてくださいたいと思います。

昨年に制度改正があり、平成19年度決算から新たに四つの指標が加わりました。恐らく我が優秀なる葛城市の財政担当は、現時点での指標を持っておられるんじゃないかと思えますので、わかる範囲で結構でございますから、それもお示しいただけたらと思います。

以上、まず教えていただきまして、次の質問からは自席でさせていただきたいと思えます。

西川議長 部長。

大武総務部長 おはようございます。

それでは、1番、山下議員からのご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

ご承知のように、平成16年度より進められてまいりました国庫補助金の改革、税源移譲、

交付税の改革と、これが三位一体の改革でございますが、この推進によりまして地方自治体への影響というものは、全国ほとんどの自治体にとりまして大きな痛手になってるというふうに考えております。当然、葛城市におきましても、財政を大きく圧迫させる結果となってきております。

ご質問の財政状況の推移を、重立った指標数値でご説明申し上げます。

まず、公債費残高でございます。

一般会計におきましては、平成16年度末で121億1,673万1,000円、平成17年度末で120億5,055万6,000円、平成18年度末で116億758万8,000円、平成19年度末の、これは見込みでございます114億3,478万3,000円。そして、平成20年度末の、これも見込みでございます114億7,057万4,000円となっております。

また、下水道特別会計におきましては、平成16年度末で145億8,957万2,000円、平成17年度末で148億3,349万8,000円、平成18年度末で149億6,862万7,000円、平成19年度末の見込みでございますが151億30万4,000円、そして平成20年度末の、これも見込みでございます151億8,162万2,000円となっております。

また、水道事業会計におきましては、平成16年度末で16億5,176万5,000円、平成17年度末で15億6,194万4,000円、平成18年度末で14億7,240万9,000円、平成19年度末の見込みでございますが13億4,645万5,000円、平成20年度末の見込みが11億6,084万6,000円となっております。このように公債費残高を見ますと、一般会計、水道事業会計がおおむね年々減少しておるという状態でございますが、反対に、下水道特別会計の残高は年々増加していくといった見込みとなっております。

次に、普通会計の基金の残高でございますが、平成15年度末の合併前の旧両町合わせまして44億739万3,000円でございます。平成16年度末で36億1,632万1,000円、平成18年度末で28億4,927万円、平成19年度末の見込みでございますが19億6,915万2,000円、平成20年度末の見込みでございますが6億9,420万9,000円となっており、三位一体の改革等の影響を受けまして、基金残額は大きく減少してきております。

次に、財政状況を分析するための財政指標でございますが、まず財政力指数につきましては、平成16年度で0.57、平成17年度で0.62、平成18年度で0.68、平成19年度で0.69となっております。

次に、経常収支比率につきましては、平成16年度で92.8%、平成17年度で90.9%、平成18年度で92.4%、平成19年度の見込みでございますが90.6%となっております。

また、起債制限比率につきましては、平成16年度で11.0%、平成17年度では11.4%、平成18年度も11.4%、平成19年度の見込みでございますが、10.4%となっております。

また、実質公債費比率につきましては、平成17年度で14.1%、平成18年度で14.7%、平成19年度の見込みでございますが14.4%となっております。

また、財政健全化法で示されております指標の中で、実質赤字比率につきましては平成18年度の試算ということでございますが、黒字の1.19%となります。連結の実質赤字比率につきましても平成18年度の試算でございますが、黒字の26.15%となります。将来負担

比率につきましては、現在まだ詳細が示されておりませんので、試算はできないところでございます。

以上で主な財政分析に係ります数値を申し上げたわけでございますけれども、数値的には全国の市町村の平均ランクであると考えております。しかし、基金の残高面等では底が見えてきている現状でございます。また、歳入面での見通しは主たる自主財源の市税におきましては景気回復が顕著に地方にあらわれてこない現状であり、個人所得の伸び、法人税の大きな伸びはさほど期待できない状況と考えております。

また、主たる依存財源の地方交付税等につきましても、合併による支援といたしまして、平成16年度から3カ年で6億9,300万円近くの措置を受けてまいりました。特別地方交付税におけます包括的算入分につきましては、平成18年度で終了をいたしております。また、毎年5,500万円程度の普通交付税の包括的算入でございまして、これにつきましては平成21年度まで支援されるという予定でございます。

また、合併算定がえにつきましては措置が当然でございますけれども、これにつきましても期限つきということでございます。今後も、なお厳しい財政状況が続くものと予想されるわけでございます。

このように非常に厳しい財政状況の中ではございますけれども、本市にとりましては歳出の見直しが急務でございまして、新市建設計画事業の見直し、あるいは継続事業の見きわめ、とりわけ新市建設計画につきましては三位一体改革等、さきに申し上げましたように、財政を取り巻く国の流れというものがまだ見えてこなかった時点でございます。したがって、再度、財源面また事業規模、事業年度等々も十分精査、検討、協議を重ね、整理をしていく必要があるということでございますので、早急にその見直し作業を進める予定でございます。今後は歳入に見合った予算規模としていく必要があるわけでございますので、集中改革プランに沿いまして積極的な行政改革を実施しながら、各種事業につきましまして真に必要なものの取捨選択を行いまして、これからの財政の低迷時期を赤字を出さずに乗り切っていくようにということで、財政構造の抜本的な見直しを図っていくべきであると考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

西川議長 山下君。

山下議員 ただいま部長から詳細にわたって答弁をいただきました。

それぞれを見ていきますと、まず公債費の残高でございますけれども、一般会計分は減少傾向にありますけれども、それでも毎年度の一般会計の予算規模と同じ程度の残高がございまして。

また、下水道事業特別会計分では150億円を超える公債費があり、これはあとしばらく、あと二、三年は増加し続けるわけでしょうか。

先日の予算特別委員会で質問いたしましたら、平成18年度末で利子分と合わせて197億円の公債費残高があるということでした。水道事業特別会計分としては毎年度減少傾向にあり、葛城市の水道事業が低廉ながら大企業に支えられ、毎年内部留保金を積み立ててい

けることと考え合わせると、しばらくは大丈夫なのかなという気はいたします。ただ、心配なのは特定の大企業に依存しており、その企業が年々水道使用料を大幅に減少させていることでもあります。毎年、担当者にその話を聞きますと、大丈夫ですと返答をいただくのですが、そのたびに予算を見てみますと、その企業の水道使用料が大幅に減少していております。今回は、太陽電池を製造する際に必要なシリコンが高騰して入りにくくなっているため、製造量が減り、水道使用料が減っているとのことでしたが、それだけが原因なのかとても心配であります。

実際、今度、堺市に建設される工場では、シリコンをガラスに吹きつけて製造する方法がとられ、葛城工場の製造方法よりもシリコンの使用料が100分の1になるというお話でございました。企業であるならば、原価の安い製造方法に移行していくのが当然であろうと予見できますので、ある日突然、水の需要が落ち、現在の価格形態が守られなくなるということのないように注視するとともに、1社の水需要だけに依存するばかりではなく、原水コストの削減等、吉川市長は何らかの対策を考えておられるのかお答えを願いたいと思います。

次に、下水道事業の公債費残高ですが、下水道事業は都市基盤の整備としては必要な公共投資でありますから、できるだけ不公平のないように整備をしていくのは当然のことです。公衆衛生の面から考えても、いち早く全市的に普及させることが求められます。これからは本管から離れたところにある一、二軒といった非効率な箇所への整備に取り組まなければならないと思いますが、財源確保のためにも水洗化率を向上させ、使用料を増加させることが急務の課題となっております。

そこで吉川市長にお尋ねいたします。

水洗化率向上の目標と対策はどう考えておられるのか、また、非効率な箇所への整備について、どうしていくつもりであるのか、あわせて答弁をいただきたいと思います。

次に、一般会計の公債費についてであります。

平成20年度予算の見込み額として、およそ114億円の公債費残高が示されております。確かに財政力指数で見ますと、平成19年度見込みが0.69と、合併当初の平成16年度の0.57よりも上向きになっております。しかし、これは三位一体の改革により、基準財政需要額と基準財政収入額の算出基準が若干変更になったものでありますし、総務省のねらいが交付税の不交付団体の増加にあることからわかるように、この変化が本来の実態をあらわしているとは言えません。

起債制限比率につきましても若干の改善が見られますが、これは合併前に、旧新庄町、旧當麻町時代から、できるだけ起債を控えてこられた結果でもあり、また、これからクリーンセンターの建設や尺土駅前の開発事業等、大きな事業が控えているために、実質公債費比率を下げておかなければ起債の事業ができなくなることを見越して下げてこられた結果であると、私は感じております。実質公債費比率は現在、平成18年度決算で14.7になっております。この数値が18を超えると自主的に起債事業を行えなくなりますし、25を超えると早期健全化の対象団体になってしまいますが、現在は14.7と多少の余裕があるように

見えます。しかし、本当に余裕があるのでしょうか。

部長にお示しをいただいた数字の中に、葛城市の基金残高がございました。合併前の平成15年度末には、両町合わせて44億7,000万円あった基金が平成20年度末の見込みで6億9,000万円になっております。これはどうしたことなのでしょうか。5年間でおよそ7分の1になっております。この主な要因としては、三位一体の改革の中で予想していたより交付税が減少したこと、また、起債を控えて、できるだけ自主財源で賄おうとしたため、基金の取り崩しに依存せざるを得なかったということが考えられます。しかし、これだけの基金残高の減少をどうして防げなかったのでしょうか。

私は合併してから議員になりましたので、合併前の議論をつぶさに知っているわけではありません。でも、合併前に示された新市の財政計画を見てみますと、毎年度積立金、いわゆる基金、これが計上され、基金が取り崩されることなんていうことは示されておりました。確かにその計画では、地方交付税が40億円程度計上され、実際の地方交付税の交付額とは大きな隔たりがあります。ここで考えなくてはいけないのは、合併前からある程度三位一体の改革、特に地方交付税の改革が挙げられ、合併をしなければ財政的に立ち行かなくなると決断された末の合併であったわけで、実際に予測していたものとは違う厳しい現実が突きつけられたときに、なぜ方向を転換できなかったのかということです。葛城市の財政改革事業の見直しをすぐに行えなかったということでございます。

そこで、吉川市長にお尋ねをいたします。

基金残高の減少の経緯と、なぜ財政構造の改革に着手できなかったのか、事業の見直しをすぐに行えなかったのかということに関して、今までの経緯とともに、今後の改善策について教えていただきたいと思えます。

続いて質問いたしてまいります。

今議会の予算委員会の一般会計予算の総括質疑の中で、新市建設計画の進捗状況についての質問がありました。企画部長はそれに答えて、進捗状況は11.5%であるとお答えになりました。これが、事業の見直しでこのような結果になってるのでしたらすごいと思えますけれども、決してそうではないと。新市建設計画の進捗は著しくおこなっているのが現状であります。新市建設計画は両町が合併のときに約束をした最優先の事業で、10年計画まで作成をし、各年度の事業費まで予測した上で掲載してあるものだと理解しております。果たして現実はどうかといいますと、とても計画をした事業が進んでいるとは言えない状況であります。私はこの事業も含めて見直すべきものは見直していかなければ、とても財政がもたない、そう懸念するものであります。

しかしながら、方向を転換するということになれば、当然、事情の説明が必要になりますし、進捗状況のおくれに関しても、やはり事情を説明する必要があるのではないのでしょうか。

ここで私が不思議に思うのは、現在予算も計上し、取り組んでいる旧新庄町からの継続事業と新市建設計画の事業の関係性でございます。もちろん私も街路事業などの継続事業は早く終わらせていただきたいと推進をお願いする立場でございますが、合併をするとき

には、この継続事業について既にわかっていたことだと思うのです。にもかかわらず、新市建設計画の事業費を含んだ新市財政計画の中には、その継続事業の費用が含まれていなかったのではないかと、それが新市建設計画の事業の進捗状況をおくらせる原因の一つになっているのではないかとということでもあります。

そこで、吉川市長にお尋ねをいたします。

市長は合併を推進し、合併協議会でつぶさに経緯を見てこられました。その話し合いの中で、両町の継続事業についての取り決めはどのように決められたのか。また、新市建設計画と継続事業の優先順位はどうなっていたのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

もし、新市建設計画の推進が優先であり、継続事業についての取り決めがなされていなかったのだとすれば、なぜ現在のような結果になっているのか、また、議会や市民に対する説明責任について、どのようにお考えになっているのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

以上、数点にわたっての質問でございますが、それぞれご答弁よろしくお願い申し上げます。

西川議長 総務部長。

大武総務部長 山下議員の再質問で、市長にということでございますけども、私のわかる点だけ、先に答弁をさせていただきまして、その後、市長からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、基金残高ということでございますけども、これにつきましては新市建設計画の中に、財政計画という一覧がございます、その中の基金残高と収支が大分、現在と合ってきてないと、こういうことございますが、ご質問いただいてましたように、歳入の地方交付税に係ります三位一体の改革というものがまず一つ挙げられると思います。

それと、ご質問の中にありました事業関係でございますが、これにつきましては新市建設計画を策定いたします時点での、いわゆる事業の取り方を、合併前3年間の平均的な旧町の事業費を取りまして、それと新市建設計画の事業費をプラスいたしまして、平成17年度から平成26年度までの事業費を算出いたしております。したがって、先ほどご質問の中にごございましたように、それが現在の旧町の継続事業と合わないというふうな現状も、数字的には今、見られるところでございます。

それと、3点目の合わない点ということで、基金の関係で、地方交付税、合併のときに交付税が変わりまして、その基金を積み上げて、それでその基金の積み上げが交付税算入されるというふうな、そういう、ちょっと金額はつきり覚えてございませんけども、20億円か30億円程度あったと思いますけども、そういう基金を財政計画の中に盛り込んでおったというのがございますけども、これにつきましては現在、そういう運用は財政上いたしておらないという関係で若干のずれが出てきておるといふふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 市長。

吉川市長 山下議員のご質問にお答えをしていきたいと思います。

まず第1点目でございます公債費にかかわりまして、特に下水道事業のことに触れていただきます。

(「水道」の声あり)

吉川市長 先ほど部長が答弁をいたしましたように、下水道事業の今の計画は、先ほどのご意見にもありましたように、あと3年ぐらいで終結をするということでございまして、そういう状況の中で公債費が上がってきているということでございます。ご意見にもございましたように、水洗化率を上げていくこと、これが大変大事なことであろうというふうに思うところでございます。水洗化率を上げるためには市民の皆さんのご協力が不可欠であろうということで、今までからも職員に督励をいたしまして、いろんなPRをしてまいったところでございますけれども、今後もなお一層そうしたことでの水洗化率の向上に努めていきたいというふうに思う次第でございます。

また、現在、実施をしております東室地域は、ご承知のように国道24号線沿いで、大きな店舗等があるわけでございまして、そうした店舗等の普及が早くなるようにというふうなことであるわけでございます。このことは、大和高田市との関係がございまして、いろいろと協議をしております。大和高田市から管の延長が来年度の末に到達をしてもらえるということでございますので、それに先駆けて、東室区域内の事業整備を実施をするというところであるわけでございます。したがって、今後の水洗化率につきましては、今申しますように、東室地域ができ上がりますと、下水道の料金の反映につながるんじゃないかという思いをしているところでございます。

(「二、三戸離れたところについてるわけ、離れたところの。1軒、2軒、離れたところについてる」の声あり)。

吉川市長 言います。

それから、非効率なところという表現をされておったわけでございますけれども、ご承知のように本市は全地域が、公共下水道の区域指定をされております。原則的にはそういう形で全市水洗化を目指しているというところであるわけでございます。

そうした中で、本管が間近にないというふうな地域もございます。きょうまでも、そうした地域につきましては各大字の仕舞いとして、それぞれしてきたわけでございます。特に一昨年ぐらいからは、山間地域の整備が中心になってまいったわけでございますので、特に山間地域の下水道の普及については、山下議員のおっしゃる非効率な地域というふうなことになるんでしょうか。私はそういう考え方やなしに、さっきも言いますように、公共下水として計画をされたものはできるだけそういうふうなことで、市民の生活の向上に努めていくべきではないかな、あるいはまたそれが環境問題にもつながってくるというふうな思いをいたしております。

しかしながら、今お話がありましたように、今後は財政も逼迫をしていくということでございますので、最終的に、本管が通っております、供用開始をしております地域におきましても、なかなか水洗化率100%というふうな状況は難しいということも想定をされるわけでございますので、そうした問題についてどういうふうな対応をしていくのかという

ことを方向として詰めなければならないと思っておりますので、そういうことで進めていきたいと思う次第でございます。

それから、水道にかかわりましても、大きな企業に頼っておったらいかんやないかと、こういうご意見であるわけでございます。

本市の一般家庭の水道料金は、ご承知のように県下で2番目に安いということでございまして、1トン当たり100円ということでございます。大きな需要家につきましては重量制をとっておりますので、最高が今250円になっていると思っておりますけども、その供給水は、県営水道に頼ってるのが大部分であるわけでございます。ご承知のように県営水道は150円ということでございますので、そこに事務費等が加算をされます。そういうことが一般家庭の低料金につながっていると、私自身は思っているところでございます。

しかしながら、ご指摘をいただいておりますように、大手企業の水量が減ってきているとご心配をいただいているところでございます。あの企業のこれからの方向につきましては、私はもう何回も社長さんなり会長さんなりとお話をさせていただいております。そういう状況についても、議会にも報告をさせていただいてるつもりをしているわけでございますけども、今の本市にあります大手の企業が太陽電池にかかわっての本拠地であるという解釈が社長や会長の考え方であるわけでございます。したがって、その頭脳的な分野が葛城市の工場であると承っているところでございます。ですから、今も世界にもいろんな工場が進出をされているわけでございます。それらの工場の原点が葛城市にあると。この原点はなかなか移転できるものではないというふうなことを承っておるところでございます。そういうことを踏まえながら、今進めております関連企業の誘致の問題にも発展をさせていただきたいという思いであるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、財政力指数にかかわりまして公債費の問題でございます。

ご意見の中には、将来の大きな事業を抱えて公債費比率を、そのことに備えて下げてきている意識というご意見があったわけでございますけども、私は30年近く財政を担当してまいりました。当時から提案をしておりましたのは、起債をできるだけ避けなければならないということであるわけでございます。しかし、一つの事業を興しますと、現在の住民の皆さんにすべての負担をかけていきますが、将来の住民の方々にも負担をいただくと、こういうことも起債の機能の一つではないかなというふうな思いをずっとしているところでございます。したがって、そうした面での起債の適用はしてきたわけでございますけども、交付税の財源措置があるとか、そういうものだけに限定をしようということを長年続けてまいったわけございまして、そういうことが現在につながっているんじゃないかという思いをしております。今後もそうした考え方でできるだけ、財政負担は将来には残したらいかんわけでございますけども、そのことによって起こってくる公共施設であれば公共施設と、将来の皆さん方にもある一定の負担を願おうという考え方のものについては、そういう方向で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

また、基金残高のことについてもご意見をいただきました。合併のときに、山下議員は、

そんなことは三位一体の改革、交付税が下がってくるのはわかっとなったやないかというご意見であったかと思うわけでございます。

私は平成12年に、その当時の新庄町の町長に初めて就任をさせていただきました。そのときには、合併の機運というのもまだまだ高くない状況でございました。ある議員からは、その後の平成16年の合併にかかわって、当初合併を公約してきたんじゃないやないかと、いつの間に方向転換をしたんやというご意見もいただいたところでございます。しかしながら、その後のいろんな将来の状況等を踏まえまして、当地域としての現在、実現になって、皆さんにご協力をいただいております葛城市の姿というものを描きながら合併を進めてまいった1人であるわけでございます。

そんな中で、国では合併促進についてのいろんな施策を講じられておりまして、その一つが財政に対する特別な支援であったわけでございます。そうした支援が将来の合併をした新しい市として有効に機能していくのであれば、いろんなことを想定しながら、ご承知のような過程をくぐって合併をさせていただいたというわけでございます。したがって、その当時、住民の皆さんに、合併についての理解を得るためにいろんな説明をさせていただきました。その中には先ほどご意見にもありましたように、財政的に積立金もしていきますよということも申し上げてまいりました。先ほど部長が答弁をいたしましたのと重複するわけでございますけれども、合併の支援の中には、ご承知のように特例債があるわけでございまして、その特例債はハード面の整備ばかりじゃなしに、将来のそうした財政面にかかわっての制度として積み立てができる枠もあったわけでございます。現実には、本市より後に合併をされました市においては、そういう起債を発行されて、現実に積み立てをされているところもあるやに聞いておるわけでございますけれども、これとて借金であるわけでございますので、私は借金をして積み立てを将来のために残すということは十分に、慎重に考えなければならないという観点から、そうした起債についての対応をしておらないわけでございます。

したがって、先ほど来話にありますように、三位一体の改革等によります地方公共団体の財源の減少、そうしたものが予想以上なものがあったわけでございますので、そういうことに対応していくためには、先ほど部長も答弁をしましたように、行政改革によって歳出削減を図っていく、あるいはまた歳入の確保を考えていくということが大事であろうと思っておるわけでございます。もちろん現在の日本の国の経済状況、景気の状態等もあるわけでございますけれども、葛城市におきましては大きな企業だけじゃなしに、やっぱり中小企業の、いわゆる地場産業と言われます、昔からの伝統ある企業も衰退をしてくるわけでございます。そうしたことに目を向けまして、そうした中小企業の皆さんが活性化を図ってもらえるために、なすべきことをなしていかなければならないという思いでございます。そんなことを考えながら、あるいはまた大手の企業は大手の企業として、税収の増額をしてもらえるためのいろんな方策も重ねていきたいと思う次第でございます。そんなことで基金の残高が減少していくことに対して、何とか食いとめていきたいと考えております。

ちなみに平成20年度の予想で、部長は6億円という答弁をしたわけですが、これは平成19年度の末の見込みであり、今までから議会の皆様方にはいろいろ報告もさせてきていただいたところであるわけですが、平成19年度も、この間、賜りました補正予算におきまして減少をさせていただいておるところですが、これからさらに決算見込みの段階でも基金の取り崩しの縮減をしてきたいという気持ちであるわけですので、6億円と申しましたけども、これは、予算上の予定ということでご理解をいただきたいと思うわけですが、また、それ以上の残高が残るようにと努力をしていきたいと思っているわけですが、いずれにいたしましても、減少していくことは事実ですので、先ほどから申しておりますように一般財源のさらなる確保をしっかりとしていかなきゃならない。そのためにいろんな方面でご協力をいただかなければならないという思いでございます。

あと、進捗状況にかかわりまして、新市の建設計画や合併前の継続事業のことについてのお話もございました。

新市の建設計画を作成をいたしますときに、山下議員がおっしゃったように、それまでにどういう事業を両町が着手してきたかというものを出示しております。その段階で、今後10年間の新市建設事業に取り入れていく分をどうしていこうという議論になったわけですが、したがって、今やってるのは継続事業ということでやっております事業につきましては、その当時から新市建設計画の中に取り入れられてきたものであると、私は思っております。

それから、それぞれの事業の進捗状況が11.5%、とても低いじゃないかという指摘もあったわけですが、このことにつきましては、いろんな目的ごとにやっておるわけですが、それぞれの一定の期間の目標を定めているところですが、そういう目標からは少しおくれ気味になってくることは事実であると思うわけですが、決して山下議員がご心配をいただいているような、そういう理由で遅くなっているということではないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

答弁漏れがあるかもわかりませんが、おおむねご質問いただいたことについては答弁をさせていただいたと。

以上でございます。

西川議長 山下君。

山下議員 今、市長から詳細にわたって答弁をいただきました。

まず、水道事業につきましては大企業の分があるので、これが一般家庭の県下2番目に安い料金につながっているんだということでございます。当該企業とは何度も話し合いをして、今の段階で太陽電池の本拠地になってると、頭脳である、原点であるというお話でございましたけれども、先日の日経の中に、当該企業と一部上場の企業と合併会社を設立して、山梨でその太陽電池の技術開発を行うという、まさにそのことについての記事がございました。そこで大きな開発、まだ合併会社1億円のものですけれども、それが大きなものになって、新しい製品が開発される、そこで新製品が開発されていくということにな

れば、やはり企業としてはより安価で、より有利な方に移っていくというのは、大きな判断材料になると思いますので、これは懸念するところであります。

また、下水道事業のことにつきまして、これはちょっとわかりにくかった、市長の答弁がわかりにくかったんですけども、公共下水道区域に全市がなっていて、全市の水洗化を目指すと言明をされましたけれども、今後、最終的にどういうふうに方向づけをしていくかという、ちょっとあいまいなご答弁でございました。また今後、聞いていきたいとは思いますが、結局、どうしていくのか、非効率という言い方をすればおかしいかもしれませんが、これだけ公債費が高まっている中で、離れたところにその管を迎えに行く、そのことが投資と、それと市民サービスへのバランスの問題だと思うんですけども、決して私は厚労省の、いわゆる合併処理浄化槽が市民に不利益なサービスを提供するものとは思いませんし、そういったことも含めて、僕は考えていくべきじゃないのかなというふうに思います。

また、基金のことにつきましては部長と市長から答弁をいただいて、合併のときに財政面の積み立ての枠もあったけれども、そういうことをせずにやってきたということと、部長の答弁の中に事業の取り方として、合併前の3年間のそれぞれの事業費と継続事業とを合わせて予算を組んできて、その数字には若干合わないところがあるというご答弁でございましたけれども、その辺ちょっとよく精査をしていかなければならないなというふうに思います。

市長のご答弁の中で、継続事業と新市建設計画の関係性についてもお話がありました。市長の見解としては、今までの、現在旧新庄町で行われている事業については、新市建設計画の中に取り入れられてるというご答弁でございました。新市建設計画、ちょっと私、今ここで手元に持っておりませんが、今の継続事業があるのかどうかを見て、これからまた聞いていきたいとは思いますが、

起債に関してのお考えというのは非常によくわかります。現在、我々が負担していかなければならないもの、市民が負担していかなければならないもの、将来にわたって道路なり、建物なりということ、将来の使う人たちが負担をしていくというお考えはよくわかるのですが、公債費の残高がこれだけふえているときに、やはり財政構造の改革も含めて早急に取り組まなければならないと思います。

市長に質問した中で、市長はこれから歳出の抑制、歳出も必要なものに対してやっぱりやっていかなければならないとか、歳入の確保というお話がありましたけれども、やはりこの4年間のうちで、どこかで僕はある程度かじを切りかえていかなければならない時期があったんじゃないかなというふうに思います。将来、また現在、葛城市住民、また、将来住んでおられる方々に、できるだけやっぱり負担を低くしていくということが我々に課せられた使命であると思いますし、そこに焦点を絞ってというか、それこそが我々の眼目であるというふうに思います。

このような私見を述べさせていただいて、私の一般質問を終了させていただきます。

西川議長 山下和弥君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。

2点お伺いします。

まずは、里山の復元についてお尋ねします。

復元といいますのも、もともと葛城市の里山も広葉樹の植わる自然の森の山でした。ところが、加工用木材の生産のため、広葉樹を切り倒し、成長が早く収入になる杉やヒノキの針葉樹の植えかえが盛んになり、その結果、今の山麓地域の現状を招いています。イノシシ等野生鳥獣による農作物被害も年々増加していますが、山に実のなる広葉樹が植わっていれば里までおりてくることはないはずです。おりやわなでの捕獲もイタチごっこの感がありますが、被害防除を図りながら、根本である里山の復元が急がれるところです。

また、将来にわたり豊かな水源確保のためにも森林再生をすべきです。針葉樹は根が浅く保水力が低いとされています。それに比べ、広葉樹は根を深く地中に張り、また落ち葉が地面を覆い、ミネラル分の多い地下水となって蓄えられます。未来の葛城市のためにも、里山の再生は今から取り組むべき施策だと考えます。

平成20年度の予算にも、森林税による里山林機能回復整備事業や奈良の元気な森林づくり推進事業が計上されています。一部ボランティアによる活動も行われていますが、葛城市としての考えを伺っておきたいと思います。

次に、学校給食についてです。

去年はミートホープから始まり、赤福や吉兆など、食の安全が問題になる中、先般、中国製冷凍ギョーザによる薬物混入事件が話題になりました。限られた予算、限られた調理時間などから、全国でも安価で便利な中国製冷凍加工食品や冷凍野菜を給食に利用する学校も少なくありません。特に、多数の自治体が導入していますセンター方式では、調理して各学校の給食に間に合うよう搬送しようと思えば、ますますの調理時間の制限で、加工食品に頼らざるを得ないということもあるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、我が葛城市の学校給食におきます現時点での輸入食材や冷凍食品等の利用状況についてお尋ねしたいと思います。

また、原油高騰やバイオエタノールの影響による他品目における食材の高騰が学校給食に与える影響、また、対策についてもお聞きしておきたいと思います。

質問は以上です。再質問は自席で行わせていただきます。

西川議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、吉村議員のご質問でございます里山の復元についてということでお答えを申し上げます。

吉村議員は杉・ヒノキの放置人工林、これを広葉樹林に再生して、農作物の被害を抜本的に食いとめる対策ということで質問をいただいたところでございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

杉・ヒノキの放置人工林につきましては、まず市の里山対策事業、それから今、吉村議

員からご指摘をいただきました県森林環境税によります緊急間伐事業、こういった事業が
ございます。こういった事業につきましては、森林組合を通じまして何とかこういった事
業でということをお願いしているところなんでございますけども、近年の建築様式のさま
変わりによりまして杉・ヒノキの利用をいたしました日本古来の建築、この建築様式がな
くなりまして、杉・ヒノキの価格の低下が進んできている。これに伴いまして、林業家が
林業離れとっていいんですか、だんだんと進んでいて、放置人工林という形になってい
るという状況でございます。

そこで、この森林環境税の関係なんですけども、平成18年度で森林環境税によります緊
急間伐事業、これの計画面積が500ヘクタール、予算額といたしまして1億7,350万円を計
上されました。これに対しまして、実施されました面積は538ヘクタール、金額にいたし
まして1億7,280万円ということでございます。それから、平成19年度につきましてもこ
の金額、大幅にアップされまして、予定面積といたしまして800ヘクタール、それから平
成19年度予算といたしましては2億8,220万円の予算を、この森林環境税緊急間伐促進事
業ということで計上されたところでございます。

当市におきましては、こういった事業についても申し込みがなく、当市単独におきまし
て緊急間伐マネージャーによります放置森林を調査いたしまして、枯れるその放置人工林
を調査いたしまして、こういった形に持っていくかということ平成19年度で実施したと
ころでございます。平成20年度で予算計上させていただいておるんですけども、3ヘクタ
ールの放置人工林、これを平成20年度で間伐をやる予定をしております。

それから、水源確保、野生鳥獣によります被害を食いとめるため、広葉樹林への再生と
いうことで提言をいただいたところでございますけども、この件につきましては、今後、
森林組合を通じまして、放置人工林をこういった形に、こういった考えを持っておられる
のか、伐採という一つの手も、方式もございますけども、こういった形を持っておられる
のか。また、広葉樹の植えかえについてもこういった考えを持っておられるのか、こうい
った点につきましてアンケート形式により調査を実施いたしまして、その上で吉村議員ご
指摘の水源確保、鳥獣被害、環境面での機能増進につなげられるよう検討してまいりたい
と考えております。

以上でございます。

西川議長 教育部長。

宮西教育部長 5番、吉村議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、昨年7月、横浜市で給食用食材の中国産キクラゲから基準値を大幅に
上回る残留農薬が検出された事例が発生いたしました。それを機に、給食食材のすべてを
国内産食材で用意できないかを検討いたしました。我が国の食品自給率が39%と言われ
る現在、限られた金額の中で限られた時間内で大量の調理をすることは、輸入食材、加工
食品が不可欠であるとの結論に至りました。ただ、中国産食材の中でも、農薬がかかるキ
クラゲや冷凍野菜は昨年9月より使用を中止とし、それ以外は使用してまいりました。

ところが、本年1月のJ Tフーズが天洋食品から輸入した冷凍ギョーザが原因となる健

康被害が発生し、中国産食材の安全性が大きく問題となっております。そこで、本年2月以降の加工食品についても中国産の使用を一切控えることといたしました。中国産以外の輸入食材は引き続き使用しております。なお、安全が確認されるまで、当面は中国産食材を一切使用いたしません。

次に、食材の値上げ対策についてのお尋ねでございます。

昨今の原油の高騰、バイオ燃料の原料となる作物への転換に伴う作付面積の減少により、小麦・トウモロコシ・大豆など、穀物類が世界的に高騰いたしております。この影響で、平成19年度は給食材料も少しずつ値上げされ、加えて9月からの中国産冷凍野菜類の不使用とも相まって、学校給食の台所事情も一層厳しくなっております。さらに、平成20年は主食である米飯、パンも1割程度の値上げが、また、副食につきましても値上げが予想されます。現時点でどの程度の値上げになるか見通しがついておりませんが、より一層厳しくなることは確実と見込んでおります。その対策といたしましては、給食食材の値上げ、その他の動向を慎重に見きわめつつ、廉価で栄養価を確保できるものを探し、できるだけ質を落とさないように献立を工夫して実施してまいりたいと考えております。しかしながら、デザート、振りかけ、ジャム等の回数を少し減らさざるを得ないとも思っております。

いずれにいたしましても、限られた予算内での給食の提供を進め、極めて厳しい状況は予想されるものの、精いっぱい努力してしのぎたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

西川議長 5番、吉村君。

吉村議員 それぞれ部長からお答えいただきましてありがとうございます。

私は以前にも、山の整備の必要性ということで質問させていただいたことがあります。その際には、先ほどもおっしゃってました森林組合ですね。当時、520名の組合員で組織されている森林組合の方たちに、補助金を使って森林保全についてをお願いをしておりますというお答えをいただきました。それでも、実績としましては、平成14年から平成16年の3年間で、山林面積の1%にすぎない整備に終わっているという回答をいただいています。これでいきますと、里山の復元も遅々として進まないものという感を強く持ったところで

県としましても、いろんな方法、今考えていただいているようではございますけれども、これ1月の新聞なんですけれども、企業と手を組み森林再生ということで、企業もイメージアップがあるんだと思いますけれども、県の林政課に植林など、環境貢献ができる山林はないかという問い合わせがかなりあったそうなんです。それを受けられて、ことし、平成20年度、これの予算づけなってます。葛城市も、これは個人の所有の山がほとんどですから、その方の理解も要ると思いますけれども、こういった整備が必要な山というのは葛城市にもありますよというのは、県にちょっと申し込んでいただきたいなというふうに思います。これ、何にも言わなかったら、吉野の南の山ばかりが目されるというふうに思います。ただ、これは企業が選びますので、こちらから言ったから必ず受けてもらえるというふう

には思いませんが、もう一つの記事に、整備が急がれてる山ありますよと、県が紹介して、もう企業の方がもっとアクセスのいいところをお願いしますと言って、必ずしも一致しないということがあるそうなんです。交通のアクセスからいいますと、葛城市の山というのはすごい丸だというふうに思いますので、その点もちょっと申し込んでいただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、先日の葛城市緑の基本計画ですね。その中にも、今後はボランティアによる下草刈りや育林への参加などを推進していきたいというふうにあります。こういった森の再生にはボランティアの力もすごく必要かなというふうにも思いますけれども、そのボランティアでいいますと、今もう既に広葉樹の植林をなさっているボランティアがあります。これは日本熊森協会というボランティアがあるんですけども、この協会はこういったことで発足なさったかといいますが、1992年に兵庫県尼崎市の武庫東中学校の生徒が、ある一つの記事を先生に持ってこられたそうなんですけれども、その記事の内容というのが、えさ場を奪われた里においてきたツキノワグマが射殺された。人間の環境破壊によりツキノワグマが絶滅寸前という、そういった記事だったそうなんです。それを見て、自分たち、いろんな勉強して、自分たちで保護団体を結成、いろいろなさって、その後、その当時知事であられた兵庫県の貝原知事に直訴をして、その結果、2年後には兵庫県はツキノワグマ狩猟禁止となった、そういった話があるんですけども、その当時、その学校の中学校の先生をなさった森山まり子さんという方が後に学校をやめられて、この日本熊森協会というのを立ち上げられました。今、この協会も企業や団体ほか、1万人を超える会員数になっています。

実際、こういった活動をなさってるかと言いますと、これ、今度の3月30日なんですけれども、兵庫県の豊岡の方で、植林ですね。広葉樹の植樹会をなさるんですけども、これ毎年なさってるんですけども、本当に手弁当で、手弁当でというか、会費を持って会員でも2,500円、非会員ですと3,000円の参加料を納めて、それでこういった毎年いろんな広葉樹を植えていっておられます。ここは兵庫県は、このボランティアだけに頼ってるのかというと、そうではなくて、公費100%で間伐をなさって、そしてこういう植樹もなさってるということで、自治体とボランティアが協力してしているすごくいい例だというふうに思います。こういったボランティアをふやすというには、まず葛城市でも、葛城市の山の現状というのを知ってもらうということがすごく大事だなというふうに思うんですね。この森山まり子さんの熊森協会というのは、先週ですけども表彰されてます。これは地道な活動を通じて環境保全や人道支援などに貢献している団体を顕彰する第11回地球倫理推進賞というので表彰されておられまして、そのときに、この森山さんがボランティアとのかかわりについておっしゃっているのは、まず知ること、そして次に行動し、それを伝えることというふうにおっしゃってます。啓発活動も、ですから私たちにとっては、こういったことをするのも大事かなという思いもしていますけれども、ただ、市としてはボランティアだけに頼るのではなくて、もっと積極的な対応ができないのか、森の再生、里山の復元について動くべきではないかなというふうに思いますけれども、この点について市

長の考えを伺っておきたいと思います。

それから、学校給食についてですけれども、先ほども言いましたけれども、限られた予算内でいろいろと工夫をなさって、安全で栄養価の高いおいしいものということで献立をつくって、子どもたちに提供して下さっています。中国製の加工食品は利用がないということですが、中国以外の輸入食材は使っているという答弁ありました。これはもう本当に何度も言いますが、価格、それから調理時間のことを考えると、これは仕方がないなというふうには思います。高騰による学校給食に与える影響というのは、今後、給食費は今のところ値上げはないということですが、きょうの産経新聞の中にもあったんですが、梨の花粉が90%中国産らしいですね。中国の輸入を頼っているけれども、それが入ってこないから、ことしの梨の生産にも影響する、価格にももちろん影響するというので、これからどんな食材がどれだけ上がるかということが本当にわからない現状だというふうに思います。今の給食費で、このままだと賄い切れないのではないかなというふうに思います。

実際、県下でも300円の値上げに踏み切った自治体もあるわけですが、その300円がどういう根拠で300円なのか、私はわかりませんが、現在、葛城市は年間1人につき1,730円の補助を出していますよね。それでいて、それでかついろいろと工夫をして、今のところはやっと今の給食費で賄っているという状態だというふうに思います。値上げも考えなければいけない、先ほどから何遍も言ってますけれども、考えなければいけないと思いますけれども、できたらまだ値上げをせず、もう少し工夫もしていただきたいなという思いもあります。

それで、一つ提案なんですけれども、週に一度、それがだめだったら月に何度かでもいいですが、お握りを握って家から持ってくるというのも一つではないかなというふうに思うんです。このお握りというのは中に何も入れないで、のりも巻かないで、塩だけの本当にシンプルなお握りなんですけれども、これをするによって主食、特に費用面で影響が強い米飯食の費用をほかの食材に回せるというふうにも思うんですね。それと、経費面だけでなく食育の面からいっても、これはすごい有効だというふうに思うんですが、以前にも言いましたが、お結びというのは子どもたちの中ではコンビニで買うものと思っている子どもも本当に少なくないですね。

ある少年野球の子どもたちの話を聞いたことがあるんですが、以前は少年野球の練習のときにじゃこ弁当を持ってきなさいと、皆さんじゃこ弁当持ってくるんですよと言ったら、家からみんなじゃこ弁当つくって持ってきたらしいんですが、今、お握りを持ってきなさいと言ったら、たくさんいるメンバーの中で家からお握りを持ってくるのは1人だけなんですって。あとはもうコンビニのお握りを持ってくる。それぐらいすごく、お握りと言えばコンビニというふうになってるわけですが、その1人だけ持ってくる子どもというのは、私から言うとぜいたくなお握りなんですけれども、周りがみんなコンビニのお握りなので、コンビニのお握りが食べたくてしょうがないという話らしいんですね。ですけれども、そういったこともそうなんですけれども、そのコンビニのお握りに

添加物がかなり入ってるということも知らない子どもさんもすごく多いということです。

先日、私、添加物のソムリエと言われる安部 司さんの講演会に行ってきましたけれども、単品でとる分には安全とされている食品添加物というのがあるんですけども、それを複合摂取、いろいろ重ねて複合摂取することによる人への影響というのは未知数だというふうにおっしゃってました。このコンビニのお結びというのはまさにそれで、中には40種類の添加物が入っているお握りもあるそうなんです。そのコンビニのお握りというのは古米・古古米をふっくらさせるために乳化剤とか脂を使ってるそうなんです。だから、コンビニのお握りを持って帰ってお茶漬けすると脂が浮くということも聞きますし、その食べたときはふっくらしているけれども、1日、2日たつと、もう本当にぼろぼろになって食べられないという話も聞いています。

ただ、かくいう私も、本当に時間がなくて外で急ぐときには、コンビニのお握りは買ってるんですけども、今、体をつくる、その成長の真ただ中にいる子どもが、こういうふうに積極的にこんな添加物のものをもっていいのかというのは、いかがなものかというふうに思います。ですから、こういった実態を知るためにも、食べること、また、食を考えるためにも、こういったお握りを家から持ってくるということ、これは一つの私の意見ですので、今後必ず給食費を値上げという話になるというふうに思いますので、そのときの一つの意見として聞いていただけたらというふうに思います。この質問については再答弁は結構です。

西川議長 市長。

吉川市長 5番、吉村議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

里山の復元についてのいろんなご意見を承ったところでございます。

ご指摘をいただいておりますように、葛城市の、特に西山の状況、大変な状況になってきているというのは十分認識をしております。ご承知のように葛城市の山林のほとんどが、それぞれの住民、あるいはまた住民以外の方の個人の持ち物であると、こういうことであるわけでごさいます。そうしたことから森林組合の設置をいただいて、いろいろと森林にかかわる問題点の研究なり、行政に対する提言なり、そういうものをしていただいているところであるわけでごさいます。私自身も毎年、森林組合の総会には出席をさせていただいているところでごさいます。深刻な状況の中でのいろんなご意見も承っているところでございます。

そうした中で間伐等の、先ほど部長が答弁をいたしましたように、間伐等、できるだけ実施をしていただくためのいろんな協力依頼もしているところでごさいますけれども、なかなかそれはかどっていかないというふうな状況であるわけでごさいます。したがって、いつもご意見が議会からお寄せをいただいておりますように、やっぱりこの西山の緑、あるいは山並みを、どういうふうに保全をしていって、それを水源の確保にもいかにつなげていくかという問題が、大変重要な課題であると認識をしております。今後もそうしたことを踏まえまして、関係の皆さん方とも積極的に調整を図りながら、何とか一歩でも前進するように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、その中で、ご意見の中にございましたように、ボランティアのいろんな団体の活動なりもご提言をいただきまして、そうしたことにつきましても一方では職員によく調査をさせまして、本市に合う、そうした活動が可能なものであったら、取り入れも検討をしていきたいと思えます。

西川議長 5番、吉村君。

吉村議員 丁寧にも市長からお答えいただきまして、ありがとうございます。

水ももちろんそうですけれども、それから先ほどの給食にも関連しますけれども、食の安全とか食の自給率に関してですけれども、お米、お水、それからお米や野菜など、こういった食料をすべて他市、それから他府県に頼っているというところはたくさんあるわけですが、それからいいますと葛城市というのは豊かな水源である山を持ち、また、お米や野菜を生産できる田畑を所有しているというのは、これは私は葛城市の宝だというふうに思うんですね。これが宝であったら、これを伝えていくべきだというふうに思えますし、宝であり財産であるなら、それは葛城市としてもっと積極的な施策が必要じゃないかなというふうに思えます。

今、先ほど市長もおっしゃって個人の持ち物ということで、本来なら山の所有者が山の整備をすべきだというご意見もあろうと思えますけれども、お金を生まない山にお金はかけたくないというのが本音のようです。じゃあ、お金を生まないということは個人の利益にならないということですから、そしたら個人の利益にならないなら、将来の葛城市の自己水の確保のために葛城市が動く、もっとかかわってもいいんじゃないかなというふうにも思えます。

いずれにしても、こういった広葉樹に植えかえて里山を復元するということは、だれかがいつかしないといけないということだと思えますけれども、すごく時間がかかることですよね。漢字でありますように、木が林になって、林が森になるにはすごく長くかかりますし、その森にしみ込んだ雨水が何十年もたってわき水として出てくるわけですから、何十年も先にしか結果が見えないからしないのではなくて、長い期間がかかるから今しないといけないと私は思えます。

先ほど言いました森山まり子さんが書かれたこの本、ちょっとあるんですけれども、これですごく私読ませてもらって感動したことがあるんですけれども、この森山まり子さんが学校の先生をしているときに、この問題を感じた中学校の男子生徒が、その先生に向かって言っているんですけれども、「先生、大人って、ほんまは僕ら子どもに愛情なんかないと違うかな。自然も資源もみんな自分たちの代で使い果たして、僕らに何も置いとこうとしてくれへんな」という、そういうくだりがあるんですけれども、山からの水もかなり減ってきてます。そういうことを実態わかって、そのままにしておくのは、やっぱり子どもたちから見たらこういうふうに、自分たちの代で使い切ってしまうといいのかなという思いをしても当たり前じゃないかなというふうにも思えます。こういった、先ほどもこの方がおっしゃって守って伝えるということがあるんですけれども、山を整備して、あと子どもたちも、その復元した山を守り続けていかなければならないということは、子ど

もたちに今の現状を知ってもらって、そしてその問題点としてとらえてほしいなという思いがあります。そういうきっかけとなる環境教室でもいいですけども、していただいて、この本に触れていただいて、もっと子どもにも意識を持ってもらいたい。

それから、先ほども重要性というのは市長もすごい認識していただいていますけれども、もっと葛城市としても積極的な施策に出ていただけたらなというふうに思います。そういうことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

西川議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 2 7 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

川辺副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長所要のため、私がかわって議長の職務を行います。

それでは、8番、川西茂一君の発言を許します。

8番、川西君。

川西議員 公明党の川西茂一でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告順に従いまして、質問させていただきます。

初めに、行政評価システムの導入について質問をさせていただきます。

平成20年度の市長施政方針の中にも、本年度は市が行っているさまざまな事務事業について、目的や成果、効果をできるだけ数値化し、評価する行政評価についてを研究し、また、一部事務事業につきましては試行評価を行ってまいりますとあります。

平成15年12月の第5回新庄町議会定例会におきまして、行政評価システムの導入の必要性について質問をさせていただいております。行政評価の目的は、住民の皆様の大切な税金をより有効的に、また、効率よく使い、いろいろな政策を行って、住民の皆様にとって満足いくことであったかどうかを評価するものです。予算を使って何をするのか、また、政策目標を定量的に示し、目標達成のために事業の性格に応じて弾力的な予算執行を行う。また、目標が達成されたかどうか事後評価を厳しく行い、効率化のために次の予算編成に反映させる、このことになると思います。計画を立案、プランを立てて実施、DOということ。また、評価、チェックして改善、アクションということで、このサイクルが必要でないかと私は考えます。行政評価システムは従来の計画執行という単年度のみ行政運営ではなくて、計画して執行し、またそれを評価して計画、次の年度に充てるという、こういったサイクルで、前年度の評価を次年度の計画に反映させるものです。行政に経営学を考えを持ち込み、より効率的な運営を目指し、結果を重視するという結果志向、あるいは住民の方々を行政サービスの顧客とみなす顧客志向という考え方に基づいてると思います。

これまでの行政運営にはなかったものであり、今後の行政運営を考える上において大変に重要なことではないかと考えます。担当部長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、介護保険事業の制度の中にあります住宅改修制度についてお伺いをいたします。

現在は償還払い制度となっております。高齢者の方が一時的に改修費用を全額負担して工事を行うこととなります。約2カ月後に自己負担額を除いた工事費用が償還されますが、一時的には高額な費用を立てかえなければならないという制度となっております。住宅改修をしてバリアフリーにし、こういったことをしたくても高額な費用の立てかえができず、困っておられる方がおられるのが現状です。近隣の市町村では、既に委任払い制度を実施されております。本市も早急に委任払い制度に変更すべきであると思っております。担当部長のお考えをお伺いさせていただきます。

以上で質問終わります。なお、再質問は自席よりさせていただきます。

川辺副議長 企画部長。

米田企画部長 8番の川西議員のご質問にお答えをしたいと思います。

行政評価は多くの自治体に導入が進んできていますが、統一されたルールはなく、それぞれの自治体におきまして工夫しながら、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民にわかりやすく説明するための手段であると思っております。市が行うさまざまな事業を対象に、事業の目的や成果・効果をできるだけ数値化してわかりやすくするとともに、行政として果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性や上位の施策及び政策に対する位置づけ、あるいは事業環境の変化や事業の特性などについて、総合的な視点から整理・点検を行い、その結果を総合計画の進行管理や行政改革、予算編成などに活用することによって、効率的で質の高い市政運営を実現することを目指しています。

既に行政評価に取り組まれている市町村からは、職員の意識改革になったと思うが、それを実際に活用して目に見えた形での成果がなかなかあらわれない。評価シートの作成に追われて事務的な作業のみとなっており、その評価結果がなかなか事務事業の見直しや改善策につながらないと聞いております。この導入につきましては、葛城市に合った仕組みや活用方法、また、その評価方法など、システムを導入する前に十分な議論、検討が必要であると思っております。

葛城市におきましては2月に講師を招きまして、まず行政評価についての職員全員の研修を行ったところであります。平成20年度からはその導入に向けまして、葛城市に合った行政評価全体の仕組みづくりを内部で十分研究し、事務事業の仕分け、体系化を行った上で、まずはモデル事業の試行評価から取り組んでまいりたいと考えています。ご理解を賜りたいと思っております。

川辺副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 8番、川西議員からご質問いただいております介護保険事業の住宅改修制度について、委任払い制度の導入についてということでご質問いただいております。

この分につきまして回答させていただきます。

住宅改修の支給制度につきましては、要支援認定者及び要介護認定者の自立した生活の支援として、廊下、階段、浴室などへの手すりの取り付け、階段の段差の解消のためのスロープの設置などに対しまして、改修費20万円を限度として、利用者がその1割を負担し

ていただく制度となっております。現在、支給方法につきましては、償還払い方式によって個人に指定いただきました口座に振り込みをしておると。通常、最短で支給決定した月の25日に口座に振り込みをさせていただいておるところでございます。被保険者の皆さんには、工事の完了から住宅改修の支給を受けるまで日数を要することとなり、特に低所得者にとっては一時的な負担となるところでございます。ご質問の受領委任払いを導入した場合、一時的な経済負担はなくなるものの、時によって施工業者にすべて任せるようなことになることとなります。また、そうしたことを危惧をいたしておるところでございます。住宅改修内容が被保険者の必要な改修並びに費用負担になりますよう、今後さらに相談または指導・助言をしてみたいと、このように思うわけでございます。現行制度における償還払いにつきましては、平成20年度も償還払いということで考えておるところでございます。制度の償還払いにつきましてはご理解を賜りたい、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

川辺副議長 8番、川西君。

川西議員 各部長よりご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、行政評価システムの導入について、部長からご答弁をいただきました。

多くの自治体で導入が進んでいるが、職員の意識改革にもなったと思うが、それを実際に活用して目に見えた形での成果があらわれてこない、また、事務的な作業の増加がある等のご答弁だったように思います。

私もいろいろと考えますが、このことはすぐには結果がでないというふうに私も理解ができます。しかし、この行政評価というのは単に経費削減のために行うものではなくて、市政の運営のあり方を根本から見直すためのものであるというふうに考えております。また、その評価結果を公表することで、市民が政策とか、また施策、また事務事業など、行政の活動がわかり、このことによって関心が高まるのではないかと考えられます。現在、市の財政も大変に厳しい状況になってきています。どうかひとつ、市民の皆様には現状を理解していただく上にも必要ではないかというふうに考えます。また、行政評価システムの導入を早急に取り組まれることを、この際、強く要望しておきたいと思っております。この件に関する再答弁は結構です。

次に、介護事業の住宅改修制度についてもご答弁をいただきました。

部長は平成20年も償還払いで行くというお話をなさっておりました。今回、質問させていただきましたのは、この償還払いが問題であるからということで質問させていただいたわけですが、予算というのは1,000万円計上されておりますけれども、これはほとんど、この償還払いでも委任払いでも一緒じゃないかというふうに私は理解しております。平成19年度の実績と件数はどれぐらいあったのか、このことを再質問としてお尋ねをしたいと思っております。

また、今回の予算の中で、平成20年度の介護事業の中に予防普及啓発事業として、いきいきヘルスセンター事業とか、また、だれにでもできる水中運動教室、また、はつらつ健康体操等々に昨年よりも多くの予算を計上して取り組まれてるということは評価ができて

す。こういった予防事業が非常に大事だと思いますが、やはりこの事業を成功させるためにも、教室に来られる方の送迎についても十分にご検討していただきたいと思います。

住宅改修の問題になりますけれども、先ほど申し上げましたけれども予算は変わらないということで、もし転んでけがをされたり、骨折をされることがあると、せっかくこの予防事業をたくさんやっておるのに、それ以上に予算がかかるということになります。そういった意味からも、この償還払いとすることをやめて、委任払い制度に何とか変更できないものかということをお伺いしていただきたい、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、行政評価システムを行う上においては、バランスシートというのが私は必要ではないかと思ひます。現在、国や大半の自治体の一般会計等には、バランスシートというのはありません。歳入歳出という年間の現金の出入りだけを記録する単式簿記になっております。予算項目ごとに収入が幾らで、事業ごとに幾ら使ったか、これはよくわかります。しかし、長期間かけて蓄積されている社会資本基金や、また、返済すべき債務残高の年々の変化というの、これはよく見えないと思ひます。自治体でバランスシートの作成が試みられた背景の一つに、自治体の決算に資産・負債の明確なストック情報がなく、また、自治体がどれだけの財産・債務を持っているのかということをお金に明らかにするための大きな目的でございます。バランスシートというの、もともと企業会計で行われてきたものでありまして、利潤の追求と公共の福祉の推進という根本的な違いはあると思ひますが、これを継続していくことで行政コスト計算書、また、行政評価システム等に活用することができると思ひます。本市においても早急にこのバランスシートをつくる必要があると思ひますが、担当部長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

次に、予算執行に当たって市長のご見解を少しお伺いしたいと思ひます。

平成20年度の予算計上、また議決も、本会議ですべて成立いたしました。歳入が減少する中、歳出が増加するという状況の中、大変に苦慮されたことと思ひます。その中で個人住宅耐震化診断の無料化、また、AEDを全小学校に配置、また、非課税世帯を対象とした妊娠判定受診料公費負担、また、妊婦一般健康診断公費負担回数を1回から5回に増加、また、白鳳中学校の武道館の新築工事等、歳入が減少の中、市民の皆様が必要とされている事業を予算に盛り込まれたことは大いに評価ができます。

しかし、予算委員会でも議論となりました図書購入費の削減、また、基金の取り崩し等々、今後の予算執行上、大変ご苦労があることと思ひます。

私も平成20年度予算には賛成をさせていただいております。予算は年間の事業予定を綿密に立てて計画され、また、予算どおりに執行するのが原則です。このことは理解した上で質問させていただきたい、このように思ひます。

最近、大阪市を初め、あちこちで裏金問題というのが発生しております。これはいろいろと問題があると思ひます。急にお金が必要になった場合があるから、そのときのために裏金をつくるのであるとか、また、個人的に使っていないから裏金は悪いとは思っていないという考え方などあると思ひます。本市にはこのようなことはないと思ひますが、どう

なっているのかお伺いたします。

また、2月から3月末、今ごろになりますと、あちこちで工事が行われております。市民の方々の声として、予算を使い切るためにむだな工事をしているとしか映っていません。現実はそのでないことは、私は理解をしておりますが、そういう見方をされてる部分もあると思います。その予算を予定どおりに使い切らなければいけないという考え方があるように感じます。予算どおりに事業を行うことが、仕事をよくやったという評価につながるという考え方もあるでしょう。しかし、予算を残して予定の事業をやり切ったことこそ評価すべきではないかと思えます。非常に無責任な言い方を申しわけないと思えますが、歳入が減少している今こそ発想の転換をし、不用額を残すことにより市民の皆様の税金を有効に使っていただけるのではないのでしょうか。予算を使い切らないと来年の予算が減らされる、仕事ができないなどの考え方を改めるためにも、予算そのもののシステムを見直すべきではないのでしょうか。

そこで、市長にお伺いたします。

予算の使い切りに決別すべきであり、節約すれば翌年に繰り越すことができるシステムに変えるべきではないのでしょうか。また、工夫して減らして残すという意識改革、制度改革が必要であると思えます。また、年度末にどうしても不足が生じたときには補てんするという考え方に改める時期が来ているのではないのでしょうか。私はこのように考えますが、市長のご見解をお伺いさせていただきたいと思えます。

以上です。

川辺副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま川西議員から再質問いただいております。

まず1点目でございますけども、住宅改修の平成19年度の実績ということでご質問いただいております。この分につきましては、平成19年度見込みといたしまして件数で104件、金額にいたしまして1,018万5,000円を見込んでおるところでございます。平均いたしまして1件9万8,000円という状況でございます。この内訳といたしましては居宅介護、要介護認定者の分については76件でございます、金額では732万8,000円。介護予防で要支援認定者につきましては28件でございます、金額につきましては285万7,000円という数字でございます。以上が平成19年度の実績見込みでございます。

次に、予防事業に絡んで送迎という問題、ご質問もいただいております。

特にご存じのように、今回の介護制度の中に予防という概念が盛り込まれて、平成18年度から予防事業という形で展開をさせていただいたところでございます。予防事業の中にも特定高齢者の部分と一般高齢者を対象にした、大きく二つに分けた形で予防事業を展開させていただいております。特にこの特定高齢者の分については、ゆうあいの方で委託事業として展開しております、この分につきましては一応、送迎等入れ込んだ中で事業展開させていただいております。一般の分につきましては、今のところ送迎というところまでしておらないという状況でございます。そうした中で、2年間含めまして介護保険の第3期の中で3年を過ぎようとしておるわけでございます、そうした利用者につきましては

はご指摘がありましたように人数が少ないという状況もございます。特にそういう送迎の問題も予防事業の推進を図るためにも、再度、今度の第4期の計画の見直しの中で、平成20年度の中で、特にそういうこともよく検討してまいりたい。

また、先ほどのご質問いただきました住宅改修の委任払い制度につきましても、その計画の見直しの中で十分検討していきたいと、このような思いをしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

川辺副議長 総務部長。

大武総務部長 バランスシートの関係につきまして、財政の関係でございますので、私からご答弁させていただきます。

現在の国の流れといいますのは、平成18年8月に総務省が策定されました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というのがございまして、その指針におきまして全国的に準備をされてるところでございます。これは地方公会計の改革といたしまして、地方公共団体につきましては発生主義の活用と、先ほどご質問いただいておりますように複式簿記の考え方を導入するというところでございまして、人口が3万人以上の都市にあっては平成21年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の、この4表の整備に取り組まなければならないとされてるところでございます。

したがって、本市におきましても、担当は総務財政課でございますけれども、平成21年度にバランスシートを公表させていただくという目標を持ちまして現在準備作業を進めさせていただいております。

以上でございます。

川辺副議長 市長。

吉川市長 8番、川西議員の再質問にお答えを申し上げます。

予算執行に当たりましてのご見解を問われたわけでございます。その中で、いわゆる今問題となっております裏金が本市ではどうかと、こういうご質問であったと思うわけでございます。いろんな事象が起きておりますことにつきまして、本市におきましてもいろんな状況をつぶさに調査をいたしました。そういうことはないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、予算の残額の関係でございます。ご指摘をいただいておりますように、定められた予算をきちっと使って効果を上げるというのは大変大事なことでございます。しかしながら、予算執行に当たりましてはいろんな工夫が要るわけでございます。また、発注に当たりましての差金も生じてくるわけでございます。そういうことにつきましては、今回も3月の補正におきまして減額を既にしております。なおかつ、まだ残っております事業につきましては精査をしながら、あるいはまた事業だけじゃなしに、備品やいろんな需用費や執行の仕方について、議員がご心配をいただいているような、使い切った次の年度の予算に対応していくと、そういう気持ちは職員にも払拭をさせておりますので、そうい

う点は今後もそういう考え方を通して、予算の適正な執行に当たっていきたいと思いますし、節減をすべきものは節減を図っていきたく、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

川辺副議長 8番、川西君。

川西議員 それぞれ市長を初め、担当部長からご答弁いただきました。ありがとうございます。

住宅予防改修事業につきましても、平成19年度ももう既に予算を超えた額を使っているということでございます。やはりこれだけの多くの方が待ち望んでいる事業でもあるというふうに理解ができます。どうかひとつ早急に委任払い制度にさせていただきますよう、どうか前向きにご検討お願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

バランスシートについてもご答弁をいただきました。平成21年度、来年ですね。これより作成されるというご答弁でした。この件も、平成15年12月で質問させていただいております。6年目でやっと実現ができたということです。大いに歓迎をいたしたいと思っております。

近隣の市でも既にバランスシートを作成してはるところがたくさんございます。ホームページ等に掲載をされております。そこで参考までに、天理市のバランスシートというのがなかなかわかりやすかったので、ホームページから引っ張り出してきましたので参考にさせていただきたいと思うんですが、天理市のバランスシートの中にはこんなふうに書かれております。市民の皆様は財産の中身と財政の状況を知っていただける貸借対照表を公表します、また、バランスシートとは、生活が豊かで、安心して快適に暮らせるまちづくりのためにつくられた学校とか福祉施設、道路・公園などの資産と、そのために必要となったお金を比較して、一定の時点で、これは会計の年度末なんですけれども、市全体の資産価値や負債内容、民間の企業の会計で取り入れられている手法で表示したものです。つまり、その時点で、各会計年度末の市の資産の中身と言えますとおっしゃっております。また、このバランスシートを住民1人あたりに充てると、こういった数字になりますとか、ほか平成18年度のバランスシートを一般家庭の例にしてみると、こういう数字ですというような形で、細かい数字まで出ております。どうかひとつ参考にさせていただいて、本当に皆さんにわかりやすいようにぜひバランスシートの作成をお願いいたしたいと思っております。

また、市長からもご答弁をいただきました。ありがとうございます。裏金はないということ、市長は言い切っていただきました。そのとおりだと思います。

また、予算の執行においても、そういった考え方でいうことでございました。しかし、今後も大変に厳しい行政運営になるということが予測をされます。こんなときこそ、行政に精通した吉川市長が必要であると、個人的には思います。その上で、企業経営の感覚も取り入れていただく必要があるのではないのでしょうか。なりふり構わず歳入をふやす、また、徹底して歳出を削減する。大なたを振るうべきことはやる。そのためには民間の人が判断できる委員会を立ち上げる等々あると考えます。いろいろと口幅ったいことを申し上げましたが、市民の皆様はこれ以上負担をかけないためにも必要であると考えます。どうかご理解をお願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、今月末で18名の方が定年退職されると聞いております。本当に長期

間行政に携わっていただき、ありがとうございました。また、大変にご苦労さまでした。心よりお礼を申し上げます。本議会場には教育部長の宮西部長、また、保健福祉部の田宮部長、議会事務局の飯田局長がおられます。それ以外に、ほか14名の方が今回定年退職されると聞いております。どうか今までいろんなことがあったと思いますが、しばらくの間ゆっくりなさってください。また、その後、大変に厚かましいお願いですけども、今までの経験を生かして、どうかひとつ陰ながら葛城市にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。本当に長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川辺副議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

次に、4番、藤井本 浩君の発言を許します。

4番、藤井本君。

藤井本議員 それでは、議長の許可を得まして、私の一般質問に入らせていただきます。

私の質問は3点であります。

まず1点目、葛城市における地名表示板の設置についてということであります。

私のここで言う地名とは、従来から、町の時代から使っていた大字のことです。県内のみならず全国いろんなまちに出向いたとき、また通過したときに、私たちは地名の表示のあることに気づき、それを頼りに、また助けられ、目的地にたどり着くことが少なくありません。しかし、そのまちそのまちにより、設置の状況はさまざまです。今は車にカーナビがあるから関係ないという人もあるでしょう。しかし、今いる場所がわからなくなり道に迷い、見知らぬ人に道を尋ねたという経験はだれにでもあることではないでしょうか。そこで、本市はどうでしょう。

確かに近鉄の駅を5カ所所有し、国道も24号線、また165号線、さらに県道も一般に言う山麓線ほか、何本かございます。それらには要所に地名の表示がなされています。しかし、そこから一步入るともうわからないといった地区が多くあることに気づきます。だから、先ほど申し上げたのと逆に、道などを尋ねられることも多いでしょう。防災面、防犯面を中心に、ここがどこであるのか知ることは不可欠であります。観光面、あるいは市民のコミュニケーションづくりにも、間接的かもしれませんが無関係とは思えません。さらに、ライフスタイルの多様化や生活圏の広域化により、多方面から必要だと思えます。葛城市内でも最近、その必要性から、ここはどこどこですという看板を立てられたところも見受けられます。そこで、この地名表示の必要性についての見解を求めたいと思います。

加えて、県内各市町村を見渡しても、そのばらつきを感じます。県内近隣地区の状況をわかる範囲でお教えいただきたいと思えます。

2点目の質問は、市内公共施設の利用申し込み条件についてであります。

市内には学校、図書館、文化会館、公民館などの教育文化施設、また、福祉関係施設、あるいはグラウンド、体育館、プール、テニスコートなどの体育施設、そのほかにも博物館や多くの施設がございます。しかし、この質問の時間制約もあることから、今回は文化活動の拠点となる二つの文化会館、また、体育施設である幾つかのグラウンドについての

質問を進めさせていただきたいと思います。

葛城市内にあります、この2種類の施設については、県内外において評価の高いものと思われる。市民の活動の場として、交流の場としての役目を果たすのみならず、県の高校音楽祭やワールドカップサッカーの練習場になるなど、本市の魅力としての要素も持っていると思います。また、そうあってほしいと考えますが、利用申し込みの際、幾つかの決まりもございます。特に市内、市外を区分けして、利用申し込みの条件やその可否についての現状をお尋ねいたします。

3点目です。3点目は平城遷都1300年記念事業についてであります。

2010年、平成22年に予定されていますこの事業、もうあと2年を切り、迫ってまいりました。本年2月に、その計画が事業協会から発表となり、それ以降、県内の地方紙である新聞には関連記事がよく掲載されるようになりました。マスコットキャラクターの愛称募集などで目にすることもふえました。であったとしても、盛り上がり大きく欠けると思ってるのは私だけでしょうか。奈良市がメイン会場であり、県内全域が舞台とされ、歴史体験空間とされています。

また、2月に発表されましたその計画書を見ても、県内各市町村、社寺、博物館などに働きかける、このようになっています。そこで、本市葛城市独自のテーマイベントなどを開催し、葛城市を知ってもらう大きなチャンスと考えます。市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私の質問は以上3点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川辺副議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、4番、藤井本議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問いただいております地名表示板、これにつきましては近隣の市では住居表示制度に基づきまして、よく電柱とかに何々何丁目とかいうふうな表示がされております。これは住居表示制度というものでございますけれども、これにつきましては一般的に都市化が進んでいる多数の人が混住するというような市街化区域などで行われております。土地の売買等に伴う分筆とか合筆等が著しく、それぞれのまた枝番とかがございますので、こういう住所がわかりにくくなっている地域につきましては、複雑化した市街地の住所の表示をだれにでもわかりやすく探しやすいものにするということで、昭和37年に住居表示に関する法律というのが制定されております。これに基づきましての住居表示制度ということでございますけれども、一定の基準に基づきまして建物、あるいは区画に番号をつけまして、住所をわかりやすく表示する制度でございます。この制度が実施をされますと、町界が道路とか鉄道、水路等で区切られまして、住居番号が一定の基準で配列されるために複雑で入り組んだ町界が整然とわかりやすくなるというふうなメリットがございます。このようなことによりまして、消防、あるいは救急車などが目的地を探しやすくなったり、緊急時に素早い対応ができると、こういうことになります。また、郵便物の誤配が少なくなるというふうなメリットもございます。地名表示板はこういった住居表示制度の実施とともに設置をされておまして、県内の状況でございますけれども、12市の中で奈良市が実施をさ

れております。

まず、奈良市では、市街化区域面積の48平方キロメートルのうちで51%の24.7平方キロメートルが実施済みでございます。大和高田市では、市街化区域面積7.8平方キロメートルのうちで69%の5.4平方キロメートルが実施済みでございます。大和郡山市では、市街化区域面積11.2平方キロメートルのうちで17%の1.9平方キロメートルが実施済みでございます。橿原市では、市街化区域面積17.3平方キロメートルのうちで28%の4.9平方キロメートルが実施済みでございます。五條市では、市街化区域面積7.9平方キロメートルのうちで9%の0.7平方キロメートルが実施済みでございます。生駒市では、市街化区域面積21.2平方キロメートルのうちで32%の7平方キロメートルが実施済みでございます。最後に、香芝市では市街化区域面積12.4平方キロのうちで、その22%、2.7平方キロメートルが実施をされております。県内12市の中の市街化区域面積、これの28.8%、約3割弱が実施済みということでございます。

ご質問いただいております地名表示板の設置につきましては、防災上、防犯上等の観点からも含めまして、今後の検討課題とさせていただきます。調査検討を重ねさせていただきたいと、こういうふうを考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上でございます。

川辺副議長 教育部長。

宮西教育部長 4番、藤井本議員のご質問にお答えいたします。

文化施設、体育施設の利用申込条件のうち、市内、市外の区分けについてでございます。

文化施設の新庄文化会館、當麻文化会館につきましては市内外の方にご利用願っておりますが、市外の方の場合は施設利用料金表の設定額から5割増しとさせていただいております。体育施設につきましては農村広場を除き、合併前から条例で「町民の」という条文が掲げられております。市民、市内在住、在勤者の利用に限らせていただいております。

ただ、県民体育大会、県スポーツ祭や全国、近畿、県内規模の広域的な公的大会、市内のクラブやチームが練習参加する交流や、親善練習試合などはお互いに招待し合うという意味から、当然ながら市外の方の利用も認めてまいりました。しかし、単に市外の個人、チームの方々のみの練習や活動につきましては、申し込みや問い合わせの時点で前述の状況を説明させていただき、ご理解を得ております。

農村広場につきましては、農林事業の補助を受けて築造された当時から町外の利用を認め、設置条例に使用料金も定めておりました。合併後も土のグラウンドで維持管理も容易なことなどから、市外の利用も認めて運営しております。

なお、利用申し込み時期につきましては、文化会館ホールの場合は利用期日の6カ月前、体育施設の場合は利用期日の1カ月前となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

川辺副議長 企画部長。

米田企画部長 4番、藤井本議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

平城遷都1300年記念事業につきましてはですが、平城遷都1300年記念事業協会は平成17年

に設立されましたが、知事が交代されまして、平城旧跡を中心としたパビリオン方式的な事業から県全体を事業地とした事業に方向転換が図られまして、平城遷都1300年事業協会では本年2月に実施基本計画（案）が作成されました。今月21日、本日でございますが、事業協会と県内市町村との事業企画推進会議が開催されております。その中で実施基本計画が発表され、事業内容等も明らかになってくると思われまます。葛城市といたしましては、この内容を十分把握しまして、今後、事業協会と連携、協議を重ねながら、この機会を利用した事業等を開催できるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

また、事業協会単独の主催で現在検討されていますのが、10月中旬から11月に実施予定をされております平城京フェア、古代行事の再現で住まいの設営が予定されているそうです。今月の初めに当市の相撲館や歴史博物館に協会より協力の依頼があったところでございます。観光係や観光協会は協力して、フェア開催前より「相撲発祥の地 葛城市」をPRして、国宝重要文化財が多い當麻寺を中心とした観光客誘致に力を注いでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

川辺副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 三つの質問に対し、各部長から答弁をいただきました。

まず地名表示板、先ほど申し上げたように、私は大字の表示をしてほしいということをお願いしてはいるわけですが、今、大武部長からもらったお答えですね、昭和37年の法律で都市化が進んでいるところにこういうのが必要なんだと、こういうこと法律であって、県内市町村の進捗ということについて、約3割実施されてるというふうに簡単に書きとめたんですけども、若干私の申し上げてるのとは違うんですね。防災で、市街化のところはもう何らかの形で道路や何かにあると思う。一步入ったところがないというところで、若干私の意図するところとは違うんです。この件について、私の思いというものを何点か申し上げたいと思います。これについては、市長にも最終的に、総合的にお答えをいただきたいと思っております。

防犯上、防災上ということで、この件について私は申し上げてます。平成19年度の防災白書というのを今ここに持ってますけど、ここにもこのように載ってます。防災ボランティア活動の環境整備の必要性ということで、これが阪神・淡路大震災以降、明確にされました。この防災ボランティアというのは高く、今、評価されてます。いろんなきめ細かい活動に対応してくれています。しかし、その市町村によって受け入れ体制というところできてるところとできてないところによって、その活動の評価というものが有効に活動できてんのかどうかといったときに、その差が歴然と出ているというふうに書かれています。

そしたら、ボランティア活動、葛城市にそういう災害など起こってほしくはないですけども、ボランティアを受け入れたときに、地区がわからないということが一つ、私は大きく言えると思います。葛城市には44カ大字あります。私でさえきっちりわからない部分があります。ここにおいでの方皆さん方もきちっとわかってるという人は多分少ないであろうと思う。こういう防災白書にも載ってるように、この防災面からも私は必要ではないかなというふうに思っております。

また、次の考え方として、先ほど大武部長の中にもありましたけども、救急を呼ぶとき、また緊急時ですね、これも大切であります。消防庁では、携帯電話からの119番通報によって位置がわかるように、位置の情報システムの導入を促進しなさいと、このように聞いています。これは何かというと、今ほとんどの人というのは携帯でそういう通報をされると。ほとんどというか、割合は知らないけども。葛城市の人が葛城市消防署に連絡するのはいいけども、和歌山の人だってするときがあるんですよね。それで、例えば救急車呼ばなければならない事態を発見したと、電話してるけど、ここがどこかわからないという事態、これについては私、前々から思っていて、去年の決算特別委員会でも消防長にも質問させていただきました。その際は、何件かそういうケースがあるというお答えもいただいています。また、ことしになって、先ほど申し上げたように消防庁からもそういう通達というんですか、指導も、ガイドラインというのを出ていると。これがやっぱりそういった面で必要じゃなかろうかというふうにも思います。

市民のコミュニケーションとかも言いましたけども、健康づくりのために歩く人も、私、最近ふえてるように思います。市のそういった方面で促進も推進もされてると思います。みずから健康のために歩かれてる。市民が市内を歩くということについて、そういう危険、ここでは危険性というふうなことはないかもわからないですけども、ちょっと例に挙げるのに荒っぽい言い方になるかわからないけども、人に例えたら顔も知ってて、あの人は顔も知っててよく話しすねんけども、名前知らんねんというのが、だれにだって1人や2人、何人かおられると思います。歩いてる人だってそうだと思います。ここは歩きやすいねん、ここええねんと。そやけど、ここどこやわかんないねんというよりも、やっぱりそういうところの地名ということを知って歩くということについては、何らかで役に立つのではなかろうかというふうに思います。

また、観光面ということについても私は申し上げました。

ここにある本、「大人の街歩き 奈良」という本、わざわざ言うために買ってきたんですけど、ここには万葉の道大和路に行くという特集が載ってあります。飛鳥など6カ所が、ここ歩きなさいということで、こういったよく観光のこんな本ありますよね。この本に紹介されてます。この中にも葛城市が當麻方面中心ですけども、葛城市の特集ということで載ってあります。ここに地図が書いてあります。地図も載ってます。でも地図持ってたって、今どこかわからなければ當麻寺駅をおりて當麻寺行く、これは簡単やと思いますけど、ここへ寄ったついでにまたこっちも行ってみよう。例えば、竹内行ってみよう、どっち行ってみよう。新庄方面に来てみようと行った人に、全く地名の表示がなければわからないと思います。観光に来ていただいた方にわかりやすく、また、喜んでもらえるものじゃないかなというふうに思います。

個人の思いかかわからないけど、私は家の表札も、それちょっと関係あるんじゃないかなと思うんです。昔の家の表札というのは、北葛城郡、例えば新庄町や當麻町何々何番地とあって、家族の名前が5人やったら5人ぐらい書いてあって、ちょうどはがきの一回り大きいぐらいの、プラスチックでできてたか金でできてたか、家の前に住所表示、家の前

に住所を掲げてましたよね。今の家っていうのは、新しく建てられた家、私は藤井本で、藤井本やったら藤井本、もうそれだけですよね。ここに住所を書いている人ってほとんどいない。昔のを思い出してほしいけども、ちょっとここどこかわかんようになって、家に入ったらだめだけでも表札見て、ここはどここやねんなど思われたこと、私はあると思いますよ。でも、時代の流れとともに、それもなくなってきたと。こういうときだからこそ、私はそんな難しいことではないと思います。その大字の表示というのをやっていただきたいと思います。

今、思いというものをいろいろな方面から言いましたけれども、これについては市長にご答弁、お考え、ご所見をいただきたいというふうに思います。

2番目の公共施設の利用申し込みについてということをお尋ねしました。

いろいろ、これ申し込み条件というのが皆違うというふうに聞いてます。先ほど申し上げたように時間の都合もあるので、二つの文化会館とグラウンドということについてのみ、お聞かせいただきました。これもやはり皆さんに来ていただきたいという意図からそのように聞いたわけですが、文化会館は料金の差はあるけども、市内外とも受け入れを行っている。体育施設、グラウンドについてはばらばらとは言わないけど、農村広場は市内の方も市外の方も使っていただいて、それ以外は市内のみと。大きな大会のときは使っていただくし、市内チームの交流の際、よそからも来ていただくと、こういうお答えをいただいたかなというふうに思います。

そこで私が注目したいのは、新町公園運動場というんですか、グラウンド。新町の市民体育大会が行われるあのグラウンドと、その北側にある芝生の立派なグラウンドですね。この二つのグラウンドというのは、土日というのは、もうあそこ通ったらほんまに朝・昼ずっといっぱい状態というふうに思います。非常に人気の高いグラウンドです。人気の高いというか、芝生がいいという点。けども、平日というのはあそこ通ると非常にあいてるときが多いと思います。このグラウンドというのは、何遍も申し上げますけど、本当に県内のみならず非常に葛城市の新町グラウンドというのは評判高い。だから、前で申し上げたとおり、ワールドカップサッカーでしたか、あれのときも外国チームの第2練習場になったと、それだけ評判の高いところです。

話は前後するんですけども、条例を見ても、文化会館条例についても運動場条例についても、それぞれ市民の文化活動に寄与しとか、市民のスポーツの普及ということになってますから、私は市民を優先にする、市民が第一だということは、これはわかっているんですよ。これについて否定するものでも何でもないし、市民の方が喜んでもらうためのグラウンドや文化会館だと。しかし、あいてるときですね。あいてるときに、私が聞いたのは、例えば他府県の中学か高校、立派なグラウンドお持ちですよと。そこで練習させてほしいとか、合宿させてもらって二、三日借りたいというご依頼に断っていると。私はこれはちょっと考えもんやなというふうに考えてます。そういうのが事実、そういうふうにお断りになっているのかどうかということについても、私はちょっとご答弁をいただきたいと思っております。

今、申し上げてるように、私は全面的に、大和高田の人もいろんな市外の方、どんどん受け入れてくださいよと決して言ってるんじゃないですよ。そやけども、あいてるときぐらい、もちろん料金設定は必要だけども、中学校や高校の教育関係の申し込みぐらいは、例えば期間を定めるとか、いろんな条件をつけたとしても緩和できないものかというふうに考えておるんですけども、この件については教育長にお考え、答弁を求めておきたいというふうに思っております。

三つ目の質問であります平城遷都1300年記念事業。これが今、米田部長からお答えをいただきました。私、これについては何でか知らんけど運が悪いんですね。

2月に、実を言いますと平城遷都のことを聞こうと思って県庁に行っちゃいました。2月にですね。県庁に行ったら、ここではないですと。分庁舎ですねということをおっしゃってくれはって、分庁舎へ行ってまいりました。県庁からそこへ行くのに車で10分か15分でしたか、標識もたくさんあって、地名表示もたくさんされてましたんで、きちっと行くことができましたけども、そこへ行くと確かに丁寧に対応してくれました。しかしながら、ここではもうすぐ計画書出るから、今お渡しするものはないと。資料くださいということ、またお話もしてくださいと。もうすぐなんです、ちょっとタイミング悪いと、もう少しお待ちくださいと。先ほど部長がおっしゃったように、知事がかわって我々も大変なんだと、事業全体が変更になったので今しばらくお待ちくださいと、そういうふうなことのお答え、協会の方でいただきました。

きょう、こうやって質問すると、きょうが県との会議ということで、簡単に言えばあしたやったらそれなりの答弁はできるのというふうに、何かこれに関しては私合わへんのかなというふうなことを思ったりしています。21日、きょうということで、今、会議されてるならしっかり聞いてきていただいて、進めてもらいたいんですけども、そこでこの件についてもちょっと再質問しておきたいと思います。

この前の予算委員会の中で、私なりに思ってることと同じことをおっしゃった石田部長にお尋ねしたい。

どなたの質問だか忘れちゃったけども、平城遷都1300年記念事業を契機として、葛城市のさらなる観光政策を展開したいということで、若干の例を挙げて考え、思いということをおっしゃられてました。私もこの1300年、来年、再来年ですね。この1年間の間、県内全体としてかなりの観光客、来県者というものがあられると思います。その方々にどのようにして葛城市に、多くの方に来てもらうかと、米田部長は誘致策等も今後を考えるという答えもいただきましたけども、先般の予算特別委員会の中で石田部長の答えもいただいておりました。こういったところですね、さらに思いというものがあれば、あればというか、お答えをいただいております。

それと、市長は平成20年度施政方針の中でも本市のアピールというものを中心に、この平城遷都1300年記念事業に対する意気込みというものも見せておられたかというふうに私は受けとっております。私自身、先ほど申し上げたように、葛城市の独自のテーマイベントをやってみてはということをおっしゃるわけですが、そんなことも踏まえて、きょう会

議だから答えにくい部分はあるかと思いますが、市長の意気込みというものを、そんなものを含めて総括的なお考えをいただきたいと。私自身、奈良へ行ってどこへ行って、ええ印象がないので、前も奈良行って手ぶらで帰ってきましたので、そういった意味でいい答弁をいただきたいなというふうに思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

川辺副議長 市長。

吉川市長 4番、藤井本議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

私に求められましたのは2点であるかなというふうに思うわけでございます。

まず、地名表示板の設置の件でございます。議員はこのことについて大変な思いを持っておられるということは、この前からのご質問等で伺っております。先ほどもお話がございましたように、この設置の目的が、特に災害のこと、あるいはまた防犯上の問題とか、あるいはまた観光にかかわっての面から必要性を言われておるわけでございます。そういうところからいろんな方法があろうと思うわけでございます。そういうことでございますので、その必要性をよく検討いたしまして、本当にお客さんに対して、あるいは市民の皆さんに対して、どういう方法が有効であり適切であるのかということの調査をさせたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、平城遷都1300年の問題でございます。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、知事がおかわりになりまして、少し考え方が変わってきたということでございます。そのことは時々新聞紙上でも知事が表明をされておるとおりでございます。我々は、私自身は1300年の事業にかかわりましては、当初から、これは奈良市だけの事業ではないのと違うかと。やっぱりこの機会に、それぞれの地域でそれぞれの目的を持って、この際、観光客がそれぞれの地域に誘致をできるような方法を県と連絡調整しながら図っていききたいということをお願いしてまいりました。そういう考え方が、今、新しい荒井知事のもとでも検討されているというやに聞いておるわけでございます。

そんな中で、先ほど部長が答弁をされましたように、一つは葛城市の、相撲発祥の地というようなことで、そういう行事を取り入れたいと、これは県の意向であるわけでございます。それらの方法が、パビリオンの方法をやめるということですので、恐らくそれぞれの地域でそういうことになっているんじゃないかなと思ひます。今、県の方はそういうところからいきますと、それぞれの市町村にそれぞれの呼びかけをしてる段階ではないかなというふうに思うわけでございます。一つの例がそういうことだと私は考えとるわけでございますので、こうした大きな行事で、世界から観光客が日本へ誘致をすると。こういうところからいきますと、これは手をこまねいている時期ではないと。やっぱり積極的に観光客を誘致ができるように、いろんな方法を考えていきたいと思ひ次第でございます。ですから、例えば観光協会のいろんな会合なり、これからも開かれるわけですが、きょう打ち合わせがあるそうでございますので、それらを踏まえて、葛城市として何が一番有効であるのか、この機会にどういう宣伝の仕方をし、先ほど言いましたように、どういうふうに観

光客を市の方へ導入していく措置が有効であるのかということを慎重に考えていきたいと思っております。そのことによって、住民の皆さんにもぜひともご協力をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川辺副議長 教育長。

吉村教育長 藤井本議員のご質問にお答えいたします。

県内外教育関係からの合宿での申し込みをお断りしておるわけですが、その辺の事情についてご説明を申し上げます。

議員が問題とされておりますのは、新庄第1健民運動場及び新町公園球技場の芝生グラウンドのことかと存じます。現在の使用状況といたしましては、通常3月から5月の芝生の養生期間を除いて、週3日程度、年間通算で113日が大会や定期的な練習に使用されております。定期練習は土曜日、日曜日が少年及び大人のサッカーチーム、木曜日がグラウンドゴルフ等でございます。土のグラウンドでありますと、使用後にその都度、れいき等で整備すれば済むわけですが、芝生の場合は現在以上の使用頻度となりますと、維持管理上の問題が懸念されるところでございます。

ちなみに管理に万全を期せる神戸市の場合、ご参考までですが、養生期間を4カ月設けております。そして、年間使用日数は週3日までの通算96日と定め、一定の利用制限で開場しているとのことでございます。ただ、体力、健康づくりのためのスポーツ人口が増加する中で、市民の方々の利用を優先確保するのは当然のことではございますが、市外の方々の施設利用に全く門戸を閉ざすのもいかなるもかと考えております。この問題は本市に限らず、近隣の市町村も同様に悩むところでございまして、本市のような取り扱いをしているところや、もしくは使用料の倍額以上の差額を設定して対処しておるところと、いろいろあるわけでございます。そんな中、生涯スポーツを普及・推進する立場といたしまして、芝生の維持管理に支障のない範囲において、他の施設も含めて、市外の方々にも一定の条件のもとご利用いただけるように、適正な緩和措置を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

川辺副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 藤井本議員の平城遷都1300年事業なんですけども、葛城市におきましても本年度、商工観光課を分離されまして、新たに一つの課として独立をしていくということなんですけども、この中で当然、この遷都1300年事業の中では10月上旬から11月にかけて平城京フェア、古代行事の再現という一つの中で、相撲、住まいの設営、相撲の行事を一つされるということなんです。ですから、古代行事の中で相撲となってまいりますと、相撲の発祥地でありますよと言っております葛城市、これはもうほかにおいてないわけです。ですから、当然この行事のパフレット、PRにおいてはどんどん葛城市という名前を出していただきたいという思いでございます。

本日、21日にこの事業協会との市町村の打ち合わせに行ってるんですけども、帰ってま

いりましたらその辺の内容もよくわかると思いますので、今後、企画とも十分打ち合わせをしながら、どういった方法で葛城市で事業を実施していくかという点につきましても検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川辺副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 求めさせていただいたとおりの方、市長初め、答弁をいただきました。

市長から、まず最初に地名の表示板ですね。これについては検討じゃなくて調査するという、非常にうれしい言葉もいただきました。

また、市長は1300年ですね、施政方針についても意気込みを見せておられるわけですが、地域で誘致というものを図っていきたくと。積極的という言葉も控えさせていただきました。積極的にいろんな方法を考えていきたくと。

石田部長からありましたように、ことしの機構改革の中で商工観光課というものを分離されたわけでございます。ここに力を入れていただくということで、私自身、この平城遷都1300年記念事業ですね。もうあと1年何カ月しかない、2年を切ってるということで、本当に急がなければならないと、いいものをしようということになれば急がなくてはならないということですが、市としてもそれに対応のため、それだけじゃないですけども、こういう課も分離して独立してやっていただいたということについては、非常にうれしいと思っております。

この新町グラウンドの、教育長からお答えをいただいた件ですね。これについても、どこの市町村もそういう悩みを持つてるんだということで、芝生の支障のない範囲で検討していきたいと、こういうお答えであったかと思ひます。

ただ、私が今聞いてて思ったのは、神戸の週3日としていると。ここなんですけど、これを言い出したら切りがないかわかんないけども、これは非常にいい競技場でしょう、プロが使うような。だから芝生を大切にしたらそうなっちゃうと思うんです。芝生を大切にするか、競技者を大切にするかという問題、こんなん言いかけたらずっと切りがないですけども、これを例えて言うのは、私は、ここプロが使うわけでもないしですね、やはり市民、またそれに近い方、使っていただくという面では、さきに述べられたように、平日はあいてるんだと。また、余裕を見出せる可能性はあるんだというご答弁もいただきましたので、余りにも600万円以上のお金を出してるんですからね、この芝生の管理に。だからええもんやねんから、あんまりこれを壊されるということについても、それは無理があると思うんです。しかし、その範囲内ということで、ご検討いただくということをお願ひをいたしたいと思ひます。

私、3点、今回質問をさせていただきました。私、この3点質問させていただきましたけど、自分なりのテーマを持って質問させてもらったつもりです。葛城市に来てもらいたい、また、そのよさを知ってもらいたいというふうな根底の意味を持って、今回3点の質問をさせてもらいました。

前後しますけど、スポーツ関係など合宿で、他府県、もしかしたら北海道から来てくれるかもわからないし、それは三重県にとどまるかわかんないけども、その学校が年に何

校か来てくれている、ことしはこんな有名な学校が来てんでというふうなことを聞いて、損得にはならないけど何かうれしい、私には漂ってきます。これは単なる私の勝手な思いかわかんないから聞いていただきたいですけど、新町コミュニティセンターというところには、今もうなくなりましたけど、岡山県の新庄村との児童交流をやって、あそこには宿泊もできるし調理室もあって、ふろもあるんですよ。これを今後どのようにお使いになるのか、そのことを聞いてるんじゃないけども、でも学校関係から合宿、一つのクラブ、サッカーだったらサッカー、野球だったら野球の範囲だったら、私は受け入れられるというふうに考えてます。そんなこともできるのかどうか、決まりというものもありますので、ご検討もいただけたらうまく使えるものじゃないかなというふうにも思います。

平城遷都1300年事業、先ほどあったように調査もして、これから積極的にやっていくということでございます。何遍も申し上げますけども、部署もできたんだからその違いというものをを見せていただきたい、見せつけていただきたいなというふうに思います。これ、あるのかないのかわからないですけど、平城遷都100年単位ですら1,400年、きっとここにおられる方、きっとじゃない、絶対に1400年事業には参加できない。ですから、この1300年事業ですね、しっかりとやっていきたいなど、私自身このように考えております。

また、地名表示板、市長から本当にやり方を研究していくということでありましたけど、私は何もお金を使う必要はないというふうに考えてます。一つの勝手な思いとして聞いていただいたらいいけども、私は運動会とか行ったときに思うんです。中学校の運動会とか行ったときに、何々組頑張ろうとかいう絵かいたり、字書いたり、看板立てられています。非常に才能にすぐれた中学生が多いと思います。こんな中学生に地域活動に参加していただくというのは、遠回りになるかわからないけども、地域に知ってもらい、何かいい面に出るんじゃないかなと、こんな思いもあります。また、地域の人にそれを、中学生がつくったものを地域の方にカーブミラーだったらカーブミラーでも結構ですけども、つくっていただいたらなど。中学生がつくったものですよと言ったら、やっぱり大人ってつけないで行くでしょう。そんな気持ちというのは、市民の一体感というところにつながるかなというふうなことも思われます。これは防犯・防災という面から私、切り口にして申し上げたつもりでございます。

偶然にもことし8月、奈良県総合防災訓練が本市で実施されます。これをきっかけに、何遍も申し上げますけども、市長がおっしゃったように調査するというところでございますので、私はご期待してお待ちしたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

川辺副議長 4番、藤井本 浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時06分

川辺副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきたいと思います。

2点でございます。よろしくお願いいたします。

まず、一つ目です。高齢者の見守り事業についてお伺いをいたします。

内容は、ひとり暮らしや高齢者世帯の人たちの安心して住めるまちのネットワークづくりについてということで、お伺いをいたしたいと思います。

65歳以上の高齢者が全国で2,600万人を超え、人口の2割を占めるなど、社会の長寿化が進んでおります。我が葛城市においても同様で、高齢化率は現在20.39%になっていると聞き及んでおります。そうしたもとで、今、政府が進める政策は長寿社会にふさわしい国づくりではなく、必要な社会保障すら削減をする、高齢者の命と暮らしの切り捨てばかりであります。後期高齢者医療制度一つをとってみましても、高齢者を取り巻く状況が厳しいものであることは多くの人たちの共通の認識になっております。

そんな中で、高齢者が安心して暮らしていける地域、人間らしく生きていける社会や地域をどうつくっていくのかが大きな課題になっております。特にひとり暮らしや高齢者だけの世帯の増加傾向は著しく、ひとり暮らし高齢者は国民生活基礎調査によれば、2006年で410万人に達しています。かつて65歳以上の人の子どもとの同居率は8割に上っていましたが、2005年には45%に低下するなど、大きくさま変わりをしております。振り返ってみますと、日本の経済の高度成長は人口の過密化と過疎地、そして過密化を生み出す核家族と言われる、若者と老人に分離された小さな家族を定着させました。近隣の間人関係を希薄にし、家族の育児力であるとか保健力、地域社会の福祉力などが貧困化してきたと言えるのではないのでしょうか。今、社会保障制度の相次ぐ後退とともに、地域社会と家族の変貌は高齢者が住みなれた地域でいつまでも住み続けることを困難にしております。葛城市においても、都市部などと程度の差はあったとしましても、同様の変化が顕著になってきているのではないのでしょうか。

そこで、当市の高齢者の家族形態や生活はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、このような社会全体の変化の中で、たとえひとり暮らしになっても、高齢者だけの世帯になっても、安心して暮らしていけるまちにしたい、そうしていくための施策も行政が責任を持って取り組まなければならないものであります。こうした高齢者への支援事業の取り組みの現状はどうなっているのでしょうか。また、今後の取り組みについてのお考えもお伺いをいたしたいと思います。

次に、2点目です。

道路行政についてですけれども、165号高田バイパス第4工区の道路建設にかかわっての質問でございます。

この道路は櫃原市四条町から大和高田市、葛城市を通り、香芝市穴虫に至る、全延長が

14.4キロのバイパス道路で辨之庄・太田より、県道當麻寺線の未着手となっております区間の道路についての問題でございます。この区間の道路建設について、平成18年の施政方針で突然でしたが、この未着手の区間について早期に事業着手願うよう、国土交通省、県に対して要望を重ねてまいりますというふうに出てまいりました。

さらに、ことしの施政方針では、国道165号線高田バイパスの事業進捗でございますが、辨之庄・太田地区より国道166号線までの区間の測量業務を昨年度末に完了され、本年度内に設計を完了される予定でございますと、このように進捗状況を書いております。これは一体どういうことでしょうか。何十年前であっても、既に計画決定されている道路だから当然進めるべきものという、計画先にありきの考え方のもとで、事業が強引に進められているとしか言いようのないものであります。この道路をめぐっては住民と行政に大きな考え方の差異があります。これまでも旧町時代に議論をしてきた経緯がございます。このバイパス道路は旧當麻町時代から歴史と文化のまちとして、當麻寺の町並みと景観を保全していこうという願いや、住民や観光客の安全という面においても、當麻にとって通過道路でしかないバイパス建設に大きな疑問と不安が持たれているものでございました。昭和47年に都市計画道路として決定をされまして、既に36年の年月が経過をし、その間に県道御所香芝線、南阪奈道路など、道路環境は大きく変容いたしました。

また、この地域の住宅建設も進みました。計画当時と地域の住環境も大きく変わっております。今、国も地方も財政危機が声高に叫ばれ、公共事業のむだを省き、どの分野でも事業の見直しが行われております。長い間、凍結状態になるような道路建設路線であればなおさらのことです。當麻地域の7カ大字を横断しますこの道路は、幅20メートルもの第4種第1級道路で、まさしく通過道路そのものの機能を持ちます。これだけの大規模な道路であることから、路線上の7大字の関係者だけでなく、広くこのバイパス道路計画の情報を住民に提供し、意見聴取すべきではないでしょうか。

今、道路特定財源をめぐって、税金の使い方、使われ方に批判が起きています。一たん決まったから是非でも計画どおり進める、ほかに選択わざはないということなのではないでしょうか。これでは住民とともに進めるまちづくりなど、到底できるものではないと思います。安全で安心して住民が住み続けられるまちのあり方や、道路計画の是非についても広く議論をし、その上の事業進行でなければならないと強く感じます。これまでの経緯と今後、住民の意見をどう聞き、事業に反映しようとしているのでしょうか、お伺いをいたします。

質問は以上でございます。再質問は自席から行わせていただきます。

川辺副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま16番、高井議員から高齢者の見守り事業、その中で高齢者世帯の人たちが安心して住めるネットワークづくりということで、ご質問をいただいております。この件に関しまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

葛城市におきましても高齢化が進むに伴い、ひとり暮らし、高齢者世帯の方々が増加しておるところでございます。こうした中で、住みなれた地域で安心した生活ができるよう、

さらに地域力を活用した高齢者の福祉の充実が強く求められておるとい状況でございます。現在、ひとり暮らしの方の把握しております見守り等については、特に民生委員の活動を通して、高齢者実態把握に行政と協働で取り組んでおるところでございます。こうした活動を通しまして、行政とが情報を共有し、連携を図り、その人に合った必要な福祉サービスにつなげていっておる状況でございます。高齢福祉課では高齢者の実態把握事業として、虚弱なひとり暮らし、高齢世帯、特に75歳以上の後期高齢者等の訪問活動を通しまして、現状の把握と課題分析をして、対応策をさらに検討していきたいと考えておるところでございます。

特に平成20年度におきましては、関係団体と協働いたしまして閉じこもり傾向、認知症傾向の方が要介護状態にならないように、健康づくり、生きがいつくりの地域の公民館等を活用して行えるよう後方支援をしながら、地域での交流を図り、地域力の支援に努め、第3期介護保険事業計画の三つのテーマであります、みんなで作る支える地域の輪、一人一人が参加する健康づくりの輪、広がりつながる支援の輪の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

ご質問の中にありましたように、ひとり暮らしの現状につきましては、先ほど説明させていただきましたように民生委員とともに協働で実施をしておる中で、平成19年度の9月に実施をさせていただきまして、住基上で891人の方のおひとり暮らしがあったわけでございます。その人らを対象に実態把握を実施させていただきました。ひとり暮らしの方が557人、住基上1人であるけれども、現実には同居、あるいは世帯分離等で同居されておる方が275人おります。また、施設入所、入院等で18人おられまして、また、実態調査の拒否をされた方が5名、また、住民登録はあるけれども葛城市に住んでおられない方が36名と。合計いたしまして891人の中身について調査をさせていただいたところでございます。こうした実態を踏まえまして、今後、高齢者ひとり暮らしに対するいろんな事業の展開をさらに進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

川辺副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、高井議員の二つ目のご質問でございます道路行政についてということで、165号線大和高田バイパス4工区の道路建設ということでご質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

大和高田バイパスの残っております4工区につきましては、ただいまご質問にありましたように本年2月をもって辨之庄・太田地区より竹内地区、166号線までの測量業務が完了しております。現在、測量業務が完了し、設計業務が現在行われているところでございます。

また、当区間につきましては、ご承知のように平成7年7月に當麻地区より香芝市穴虫までの改良工事が完了いたしまして、當麻地区におきます五差路問題等の解決ができずに、県道御所香芝線を利用し供用を開始されたところでございます。この供用によりまして、県道御所香芝線は平成11年で1万5,000台、平成17年度の交通量調査では2万6,000台の交

通量になっております。特に平成17年にこの県道御所香芝線が五條まで延伸されまして、通行量が一遍にふえてきている状態になっているというところがございます。また、竹内・兵家・太田地区の3大字におきましては、アクセスする道路の影響もありまして交通渋滞は日常茶飯事で、日常生活にも影響を及ぼしています。この4工区につきましては、合併前の平成15年当時より4工区事業の進捗の要望が多く寄せられまして、奈良国道事務所、県道路建設課幹線対策室、そして市の建設課で3者協議を重ね、関係大字の役員さんとも意見を交わしてまいったところがございます。

また、国土交通省近畿整備局奈良国道事務所では大学教授を交え、有識者委員によります、これまでに3回の道路建設に伴う評価委員会を開催されまして、いずれも建設の必要ありと判断をされております。

当市におきましても、今後市の発展、災害時の緊急輸送道路としての位置づけ等を考えると、当然完成してもらいたい道路とっております。旧當麻町地区を南北に縦断する道路で、学童の通園・通学路の横断箇所もあり、昨年実施いたしました測量業務着手説明会では交通安全に疑問を持つ住民の方もおられましたが、今後、予備設計段階で説明会の開催を行い、信号また歩道橋設置等、安全に配慮した道路になるよう、地元住民の方々とは協議を重ね、通過道路ではなく地域に密着した道路になるよう計画してまいりたいと思っております。

以上でございます。

川辺副議長 16番、高井君。

高井議員 それぞれお答えをいただきました。

まず、高齢者の見守り事業についていろいろ説明をいただいたところですが、まず高齢者の生活実態の状況等伺いをしましたけれども、65歳以上で介護認定を受けておらず、ひとり暮らしで頑張っておられる方、ひとり暮らしの方ですね、894人。これは戸籍上という、住民票上ということで、実質的には551の方がそれぞれ健康寿命を延ばす、積極的にひとり暮らしの人生を楽しもうという方々、こういう方々がふえてきているということも事実だと思います。そして、そういった人たちの積極的な力を引き出していき、そういった健康予防事業の支援というのは、大いに今後も充実をさせていただきたいという思いでおります。

その一方で、やはり高齢者のひとり暮らしは圧倒的に女性が多いんですね。高齢社会白書によりますと、その女性の人たちの所得というのは高齢の、いわゆる男性高齢者の7割程度しかないわけですね。そして、全く所得がない方も1割を超しているというような現状もありまして、非常に経済的にも福祉的にもサポートしていくことが強く求められているのではないかなというふうに思います。

先日もちょっとある方とお話をしてみましたら、やっぱり外へ出たらお金がかかるということと言われるんですね。所得が少ないことで、外になかなか出ることができない。日ごろから、隣近所とのおつき合いもやはり希薄にならざるを得ないというような経済状況もあるということを知っていただきたいと思っております。健康の面でも経済的な面でも、やはり

非常に問題が多いというふうに思います。

それと、近所づき合い等々のことから関連してになるんですけれども、ことし1月の末でしたかね。葛城市内のアパートで、ともに75歳前後の2人の高齢者の方がお亡くなりになっておられました。新聞報道などでご存じのことと思いますけれども、男性は病死をされ、女性は後を追っての自殺というふうに報道をされておりました。身近なところでの本当に悲しい事件でありました。当市には住民票がなかったということでございますけれども、医療はどうだったのか、介護保険は、地域とのかかわりはどうだったのかということを感じます。いろんな事情があったにせよ、身近なところで相談できる場所があれば、あるいは相談していれば、みずから死を選ぶことなく解決策があったのではないかなというふうに悔やまれるものでございます。

今、全国各地で高齢者の孤独死や老老の末の悲惨な事件、こういったものが多発をしております。まさに格差と貧困層の広がりの特徴だというふうに思います。そうした悲しい事故を、事件を皆無にすることは難しいことですが、減らすことは可能であろうというふうに思います。そのかぎは行政の積極的な見守りネットワークの整備と地域の福祉力をどうつけていくのかということにかかっているのではないかなと思います。

既に、当市では民生委員さんたちの力をおかりして、ひとり暮らしの高齢者の方々の把握というのが随分進んでいるように思います。そういったことを通じて支援が必要な方、そうでない方など、それぞれのお年寄りの生活事情や考え方に応じたような、それぞれの高齢者の生き方に応じたようなケアに、これは取り組んでいただきたいというふうに思います。

あわせて、ひとり暮らしということに照準が当てられてますけれども、高齢者世帯ですね。こういった世帯の部分の実態把握も迫られているのではないかなというふうに思います。この点についてはどうでしょうか。

次に、高齢者保健福祉計画が立てられておまして、そのもとで市の方は緊急通報装置の事業でありますとか、食の自立支援とか、さまざま積極的に取り組んでおられますけれども、これらはひとり暮らしや高齢者世帯にとっての必要な生活支援であります。そしてまた、楽しく生きがいを持って暮らしていただく、そういう事業であったり、安否の確認の役割をしたりと、まさに見守りのネットワークではないかなというふうに思います。行政とボランティアの共同事業との思いはしますが、それぞれ今さまざま取り組まれております事業が、それで終わってしまってるのではないかなと。全体の市としての見守りネットワークという形ではどうなんだろう、連携はどうとられてるのかなという点でお伺いをしたいというふうに思います。

それと、それについてのお考えと、もう1点。これは行政の積極的な、いろんな形での高齢者の見守り事業ということでお伺いをしたいと思うんですが、これはごみ収集についてです。

ひとり暮らしの方や高齢の世帯、障害を持たれてる方の中で、ごみ出しが困難だという声がございます。これは高齢者や障害者の申し出があった方に限って、ごみの訪問収集と

ということで、見守り活動ということを実施されております。お隣の香芝市でも実施をされてまして、これは全国的にも広がりを見せております。住民ボランティアの育成とともに、行政としてのさらなる積極的な見守り支援策としてぜひ検討されることを求めるものですが、いかがお考えでしょうか。また、これらのことについての市長のお考えも、あわせてお伺いをしときたいと思います。

それと、バイパスですね、未着手部分。辨之庄・太田から當麻寺参道に至る部分でございますけれども、私は平成18年の施政方針で出されました辨之庄・太田地区から国道166号線までの区間の測量が終わり、本年度末に設計を完了される予定ということにされてまして、平成18年の時点と、この間に急速な変化があるわけですね。このバイパス道路については疑問や意見を持たれる大字への住民説明会すら、その後開いたんですか、開かれていないのではないのでしょうか。にもかかわらず、辨之庄から166号線までの測量設計を行う。その後、どうするつもりなんですか。余りにも強引なやり方ではないかなというふうに思います。

6カ大字の方については、すべての方ではないですけれども、区長さん初め、進めてほしいということでありましたということでしたですね。けれども、関係は7カ大字であり、それでいて住民全体の問題だというふうに思うんですね。だから、その点でどういう説明を果たしてこられたのか、問題になってる、意見が違うと言われてる大字に対しての説明なりが、その間開かれたのでしょうかということ、私は非常に思います。それをせずして、166号線までやってしまうんだ、何ということかなというふうに思います。その点についてお伺いをいたします。

それと、私自身も先日、このバイパスのルートを歩いてみました。そこでは、本当に一般の住民の方ですけれども、こんなところに道がつく計画があったのですかと言われる声が非常に多いんですね。昔聞いたことがあったけどという声、そして道路でまちの様子が変わりますねというような多くの人の、これが共通した声です。これは、この道路について是でも非でもなく、まちのありように対する住みやすいまちであってほしいという気持ちの、私は言葉であろうというふうに思いました。このような住民の方々に対して、特に住生活にかかわる情報の提供をきっちり行うことは、まず私は行政の第一義的な責任でもあろうかというふうに思います。

まず、住民に情報を提供して、行政の一方的な理論で進めるのではなく、住民の意見を聞き、それを反映させながら方向を決めていく、これが住民自治の本来のあり方ではないかと思えます。この点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

川辺副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま高井議員から、安心して住めるネットワークの充実という面で、再度質問いただいております。

また、65歳以上の方の世帯の実態、それに対する今後のネットワークでの見守りというような点についてご質問いただいております。

この高齢者の見守りにつきましては、行政としていろんな形で事業推進を図らせていた

だいております。けれども、最近の高齢者の状況の中で、特に個人的なプライバシーの問題とか、やはり人権の問題とか、いろいろと個人にかかわる問題もあるわけでございます。そうしたことも尊重しながら、高齢者福祉のそういう事業の推進を図っておるところでございます。特におひとり暮らしの事業については、先ほどもお話をさせていただきましたように緊急通報の設置によりまして、これにかかわります行政、あるいは消防署、民生委員、協力員の住民のボランティアの方々、こうした一つの小さなニーズに合わせた中でネットワークづくりという形で位置づけもさせていただいております。そうした中で、現在、食の自立の支援という形での一つの事業の展開、それから毎日の訪問員の派遣事業、安心メールという形で郵便局と連携した見守り事業。また、ボランティアさんがつくっていただきます弁当によって民生委員が配食をさせていただいて、行政とのネットワークづくりという形で事業展開をさせていただいております。

私自身は、こうしたネットワークづくりというものは本当に大事なことであるという思いでおるわけでございます。けれども、さきにお話させていただきましたように、小さい輪が重なり合って大きな輪、それがネットワークのさらなる構築ができるものと、私自身も考えておるところでございます。このことができる地域力、すなわち地域ボランティアの育成が重要な時期かなと、こういう思いであります。そうしたことで社会福祉協議会とも連携を図りまして、人材の育成・支援の推進を図っていきまして、底辺におきます人材の拡充にさらに努めていきたいと、こういう思いであります。

先ほど65歳以上の方の実態把握という面もご質問いただいたわけでございますが、特に平成18、19年度と介護保険制度の中で後期高齢者、75歳以上の方を、この中で重点的に実態把握に努めてきた状況もございます。今後、そうした高齢化率が20%を超える中で、やはり65歳以上の方も含めた中で、さらに事業展開をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

川辺副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは続きまして、私から、香芝市におきまして実施されております要介護者や障害者などのごみ出し困難者の方々に対しましてごみ収集を葛城市においても実施してはとのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員、ご披露いただきましたように、香芝市では平成14年度よりふれあい収集と申しまして、70歳以上のお年寄りの世帯、介護保険の適用を受けられております世帯や障害者手帳の交付を受けられてる世帯で、ごみを持ち出すのが困難な世帯を対象といたしまして、通常のごみの収集のステーション方式とは異なりまして、軒下収集や個別収集を実施されておまして、現在、約60世帯の方々が利用されまして、増加の傾向にあるということでございます。

現在、葛城市におきまして、その制度としての実施はしておらないわけでございますが、以前、旧新庄町の方では、数名のごみ出し困難者の方々に対しまして、一定の期間ではございますが実施していた経緯があるようでございます。また、旧當麻町では、クリーンセ

ンターに要望があった場合につきましては包括支援センターに連絡するとともに、ゆうあいステーションのゆうあいサークルや老人クラブなどのボランティアに対しまして、その対応をお願いしてまいった経緯がございます。現在は両クリーンセンターにこういった要望が届いてないとのことでございます。しかし、今後ますます高齢化や核家族化、独居老人がふえていく中で、ごみ出しだけではなく、買い物や通院など、日常生活をサポートする需要がますますふえていくことが予想されるわけでございます。

そのようなことから、行政といたしましては日常生活をサポートするヘルパー制度や軽度支援生活の充実に加えまして、今、田宮部長からも答弁ございましたように、隣近所での相互の助け合いができる地域づくり、あるいは地域でのボランティアの育成など、近年話題となっております地域力の向上を目指すことがより重要であると考えておるわけでございます。

したがいまして、当面、両クリーンセンターのごみ出しや軒下収集、個別収集を行う予定はございませんが、今後、今、計画の中の新クリーンセンターが稼働する時点におけるごみ収集の統一を図る過程におきまして、あわせて検討してみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

川辺副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、高井議員の165号線バイパスにつきましての再質問でございます。

平成18年度に施政方針で、この道路事業ということで施政方針に載り、今まで何の説明もなかったということでございますけれども、この間におきましては大字役員さん、区長、お集まりいただきまして、要望の中で、こういった形でこの道路を要望していくか、進めていくかということは協議したつもりであります。

それから、1大字について大字説明会が行われていないということでございますけれども、この1大字につきましては大字當麻でございまして、現在まで区長、役員さんの前でも事業の進め方、そして一度は地区住民の方を集めて開催をした経緯があるんですけども、その中で非常に強引な反対者の方がおられまして、会議にならなかったという記憶がございます。この会議が終わった後に、その場所では賛成という言葉は、私らよう発しませんでしたけれども、私についてはこの道路賛成ですよということで事務所に来ていただいた方が、2名の方がおられました。こういったことにつきましても、今ちょっとこの場で発言をさせていただきたいと思っております。

それから、この道路建設につきましては、高井議員から建設につきましての都市計画決定が打たれてから30年余りが経過し、この道路がなくなったのではないかという住民の方がおられましたよということですが、現在までこの道路につきましては都市計画決定の変更はなく、そのままの状態、この165号線バイパス残っているということをご理解賜りたいと思っております。

それから、我々やはりこの道路を進めていく中では、ただ道路をつくりたいからつくるんだというのではやっぱりございません。やはり今の山麓線の状況を見る限り、当初、答

弁を申し上げました中でもございますように、やはり山麓線に面するところに居住する皆さん方については非常にご迷惑をおかけしているというのが実情でございます。ですから、やはり道路をつくり車を分散していくというのも、我々の道路行政の中の一つということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

川辺副議長 市長。

吉川市長 16番、高井議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、高齢者の見守り隊にかかわりましてのネットワークの問題でございます。

部長が答弁をいたしましたように、それぞれの、今、一番全体的に全国的にという傾向もございますし、また本市は少し事情も違うと思うわけでございますけども、やっぱり地域でのコミュニティーが問題になっていると思うわけでございます。したがって、いろんな機会のときには、そうしたことでの地域のコミュニティーを大事にさせていただくことによつて高齢者の支援の問題や、あるいはまた健康づくりの問題とか、いろんなことを展開をしていかなければならないと、こういうふうな思いもあるわけございまして、そうした中で、今、高井議員がおっしゃっていただきましたように、ネットワークづくり、部長が申しますように、小さい輪が大きく育っていくようにというふうなことを想定を我々もしておるところでございまして、そうした高齢化がどんどん進む中で、ひとり暮らしの高齢者も増加をしていくことは間違いない事実でございますので、そうしたことにつきましていろいろとご意見を承りましたことも十分視野に入れまして、今後とも地域の皆さんとの協力もいただきながらネットワーク化が図れますように心がけていきたいと思う次第でございます。

それから、高田バイパスにかかわりましてのご質問もございました。

部長が2回にわたって答弁を申し上げたわけでございますけども、部長の答弁の中にもありましたように、平成15年のときということとは合併前の話でございます。そういう段階でどうするのかというふうないろんな議論をされて、合併時には、先ほどから意見が出てますように、反対のご意見もあるということは承っておりますし、そうした中でどういうふうにしていくのかということを検討してまいったわけでございます。私は平成16年の10月に市長にならしてもうてから後におきまして、それまでの、今申しますような実情等を勘案をして今後どうあるべきかというふうなことを、あるいはまた計画決定がなされておりますので、国の考え方がどういうことであるのか、あるいは地元の状況がどういうことであるのかということ进行调查してまいりました。

そんな段階で、先ほど部長が答弁をいたしましたように、もう一度、関係の大字の皆さん方にご相談を申し上げてとの指示をいたしてまいりました。その上で、国の方も、先ほど部長が申しますように山麓線と、いわゆる重用をします道路の交通量の問題とか、いろんなこともあるわけでございますので、そういうことの緩和、そういうことを含めて、できれば計画をされておった、その道路を実現させていきたいという意向であったわけでございますので、先ほど言いますように、地元の皆さんともそれぞれの大字ごとに相談をしていただいて、その集約として、どういう方法でどういう形態の道路をとるということを、

もう一度改めて県と、それから国と市との、相談をする機関をつくっていただきまして、いろいろと議論を重ねていただいたわけでございます。

そうしたところから、先ほどから話が出てますように、平成18年度でしたか、そうしたことへの具体的な設計の段階に入っていきたいということでございましたので、そのことも地元の皆さん方に申し上げてきてまいったわけございまして、そうした中で平成20年度中に設計を実現させていくと、こういうことに至っているところでございます。

そういうことでございますので、先ほどから言ってますように、道路はある意味では通過交通をさばくことにもなりましょうし、またある意味ではその周辺の経済効果、あるいは活性化を図っていくための要素もあるわけでございますので、住民の皆さん方がこの道路によって、なお、生活あるいはまた経済的な関係からも効果が上がるように、国や県と相談を申し上げまして、できることなら私自身も完成をしていただきたいと、こういう思いであるわけでございます。

以上でございます。

川辺副議長 16番、高井君。

高井議員 改めて部長、あるいは市長からお答えをそれぞれいただきました。

まず、高齢者の見守りネットワークの拡充についてということで、本市においてもさまざまな事業形態の中で、個々には見守りと言えるような事業の展開をされております。それはかなり緻密にやっていたという点については、私自身も評価をしているところですが、やっぱりそういった小さな事業体とそれぞれの個々の事業と、それとボランティアさん一つを見ても、まず社協の会員さんであり日赤奉仕団の会員さんであり、ボランティア双葉会はあり、ゆうあいのボランティアさん等がありますね。いろんな形であるわけですが、そういったものがやはり全体のネットワークとして、この見守りという部分ではどうなんかなど。そういう意識づけができてるのか、連絡体制ができてるのか、連携体制ができてるのか。これは今後にもかかってくると思いますが、その点をしっかり押さえて、それと、いわゆる一般に言われるようなボランティアさんに頼ることで、市は手を引いていくというようなことはあってはならないわけですが、市はきちっと責任を果たし、新たにそれと加えての、いわゆる地域ボランティアさんの地域力を一緒につけていけるような両輪の関係をつくっていただきたいなというふうに思います。

それと、ごみの収集の個別収集ということなんですけれども、部長から香芝市のふれあい収集についてもご報告をいただきました。その中で、當麻、新庄ともにごみ出し困難な方への手助けが以前に行われていた実績があるということでございます。また、その中で現在要望はないということですが、制度として知らされていないところに申し込みは来ないわけですし、生活支援の面と、それと見守りを兼ねたものとして、ぜひこれは検討をしていただきたいというふうに思います。

この件で、香芝の収集センターの方と少しお話をさせていただきましたけれども、この制度が香芝で実施されてから、二度ほど倒れておられた高齢者を助けられたというふうに

言われておりました、収集の現場で高齢者の安心して暮らせるまちづくりに、収集現場としても役に立っているということですね。非常に職員も誇りを持ってやっていますというふうに言われています。さまざま条件は違いますので、それをやれるだろうということはなかなか難しい部分があるのかもしれませんが、新しい要は焼却場の稼働に合わせてというようなことでなく、できるところからきちっと制度として行政の支援の拡充、そして地域との連携を強めていっていただくように、これは再度お願いをしたいというふうに思います。

それとバイパスの問題ですけれども、部長もおっしゃいましたけれども、この36年前につくられた道路計画決定はずっと生きてると、なくなったものではありませんということなんですけれども、それは行政としては、担当してる者としてはそういうことだと思います。けれども、住民の方の中では余りにも情報がないということの中で、やっぱり、こんなところに道路がつくのと。20メートル道路がここをずどんと行くと大変なことになるなどという声はやっぱりあるわけですね。確かに合併前に、平成15年に、この道路についての評価、どうすんねんということで議論がされたということらしいんですけれども、私自身もその辺のことについてはよく理解をしておりませんし、知りませんでした。さらには、いわば奈良国道工事事務所、県の幹線対策室やら市の建設課の3者によるバイパス検討委員会を設置して協議を重ねているであるとか、いわゆる国道事務所、近畿整備局、第三者委員による会合等で事業の再評価制度を実施して、この事業はやるべきだということになったということなんですけれども、こういったことについて、何をもってどうなったんかという市民への公表、意見聴取等は何もないわけですよ。ただ進めてほしいという意見はあるから、それでいくんだらう。もちろん山麓線の道路渋滞ということも私自身も十分知っておりますし、この道路渋滞の解消方法は、いわばバイパス道路つくるだけなのか、そうではないでしょうというのが住民の意見でも多々あるわけですね。その点で、やはり住民に対しての説明責任をきちっと果たしていただくということを強く求めておきたいとします。

以上です。

川辺副議長 16番、高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時55分

再 開 午後4時15分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、薬害肝炎被害者の救済についてであります。

質問の主な内容は、救済法等の周知徹底、相談窓口の設置、給付金支給に対する具体的な支援、さらにすべての肝炎患者、感染者の救済について等であります。

さて、本年1月11日、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が、臨時国会で全会一致で成立をし、1月16日から施行されました。給付の内容は、医療・健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るために、症状に応じて慢性C型肝炎の進行による肝硬変、肝がん、死亡の場合は4,000万円、慢性C型肝炎の場合2,000万円、これ以外の無症候性の感染者に1,200万円が支給されることになっています。国は甚大な被害を発生させ、被害の拡大を防止し得なかった責任を認めた上で、C型肝炎患者の全面救済へスタートしたのであります。

薬害C型肝炎は昭和39年、日本において初めて製造販売が開始されたフィブリノゲン製剤、さらに昭和47年に製造販売された第9因子製剤等の血液製剤の使用によって発症しました。これらの血液製剤は止血剤として使用され、とりわけフィブリノゲン製剤は出産時の出血のときに止血目的で多量に使用されました。これらの血液製剤にC型肝炎ウイルスが混入していたのであります。その結果、多くの母親、あるいは手術を受けた方々がC型肝炎に感染したのであります。感染しますと、約7割は慢性化するとされています。慢性肝炎は自覚症状が乏しく、気づかないうちに肝硬変、さらに肝臓がんへと進行してしまう人も少なくありません。人口動態統計によりますと、肝がんで亡くなった人は約3万3,000人とされ、C型が約8割、B型が約1割を占めています。肺がん、胃がん、大腸がんに次いで多くの方が亡くなっています。多くの患者・感染者が、いずれはがんにかかるかもしれないという不安を抱えながら生活をしているのであります。

このたびの救済法の施行は、平成14年10月21日、東京・大阪の被害者が原告となり、東京・大阪地裁に損害賠償を求めて提訴し、その後、福岡地裁、名古屋地裁、仙台地裁へと次々と提訴が広がり、危険な血液製剤を製造・販売した製薬企業と血液製剤の製造を承認した国の責任を追及し、薬害によるC型肝炎に感染した患者の救済、さらには日本全国で350万人以上存在すると言われるウイルス性肝炎患者全体の治療環境の向上を求める戦いによって実現したものであります。

救済法の成立を受けて、1月15日、薬害肝炎全国原告団・弁護団と政府との訴訟の和解に向けた基本合意書調印式において、舛添厚生労働大臣は感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止できなかったことについて、率直に国の責任を認めるとともに、感染被害者とその遺族の皆様にご心からおわび申し上げますと述べるとともに、この法律に基づく給付金の支払いが円滑に行われるよう、万全の準備を進めてまいります。また、製剤の納入医療機関の公表等により、製剤の投与を受けた方々の確認を促進し、感染ウイルス検査を受けることを勧奨するとともに、広く法律の周知徹底を図ってまいりますとの大臣談話を発表し、国を挙げて肝炎患者の救済に取り組むことを表明したのであります。この原告団の命の線引きをせず、一律の救済を求めた戦いの意義、それが反映された救済法や大臣談話の趣旨が生かされ、救済法の内容や救済の対象者、C型肝炎ウイルス検査等が周知徹底されることが、当面する大切な課題であると考えます。

厚生労働省は救済法の施行、大臣談話に基づいて、製剤の投与を受けた人々の確認の促

進と肝炎ウイルス検査の受診を推進するために、C型肝炎ウイルス検査を受けてくださいとの大見出しをつけ、薬害C型肝炎ウイルス感染の原因となった血液製剤のフィブリノゲンと第9因子製剤の納入先、約7,500の医療機関名の公表と所在市町村を掲載した政府広報を、1月17日付の新聞に折り込みをしました。ところが、広報が届かない等の苦情が厚生労働省やマスコミ各社に殺到しました。一般紙の発行部数の約7割程度に折り込んだだけで、届いていない家庭がたくさんありますし、新聞を購読してない人もいますので、当然の苦情と言わなければなりません。

そこで、お伺いをいたします。

厚生労働省にあらゆるマスメディアを利用して、国民に周知徹底することを求めるとともに、市としても広報やホームページの掲載を初め、単独のチラシの作成、健康診断など、さまざまな機会を活用して周知徹底を図るべきだと考えます。現状と今後の取り組み及び、どのような内容の情報を提供されているか、説明を求めるものであります。

次に、相談窓口の設置等についてであります。

情報資料が患者や感染者の手元に届いても、救済法等の十分な内容の理解や給付金の支給を受けるための手続など、どのように対応したらよいかわからないという、これは当たり前の話であります。厚生労働省や県には既に相談窓口は設置され、公表されていますが、やはり身近なところで直接相談できる葛城市の相談窓口が必要であります。市の相談窓口の設置はどのようになっているか、説明を求めるものであります。

次に、給付金の支給を受けるための医療機関に対する調査や訴訟等への具体的な支援の取り組みについて伺います。

給付金の支給を受けるためには製剤投与の事実、製剤投与との因果関係、C型肝炎の症状について、裁判手続の中で確認を受けることとなっています。つまり、製剤が投与された当時のカルテや手術記録、投薬指示書等の書面、医師・看護師・薬剤師等による投与事実の証明や本人・家族等による記録、証言等の証拠と、症状を証明する診断書などの証拠をもって、国を被告として国賠法に基づき訴訟を起し、裁判所で和解調停の成立、または判決の確定によって製剤投与の事実を証明し、その証明をもって給付金の支給が請求できることになるのであります。カルテ等の有無を初め、医師等による証明の発行は投与事実の証明にとって重要であります。医療機関の協力なくして、患者・感染者の救済はあり得ません。ところが、医療機関の対応はまちまちであります。カルテが残っていない、製剤使用の証明書等は出さないなど、他人事の自治体病院などがあるように、感染者・患者の前途は暗いものがあります。

また、訴訟に持ち込むにも、県弁護士会、弁護士事務所の相談訴訟の体制も十分に整っていません。患者・感染者の方々の努力だけでは、給付金の支給を受けることはまさに困難な状況にあります。このままではあきらめざるを得ません。今、市に親身の対応が求められている、このように考えます。相談者とともに医療機関に対する協力の要請等、製剤の投与事実の証明に支援をいただきたいと思えます。

また、弁護団、弁護士の窓口になって、訴訟事務を支援することが必要だと思えます。

市はどのような対応、支援を考えておられるか、説明を求めるものであります。

次に、350万人とも言われる患者・感染者の救済についてであります。

薬害肝炎訴訟原告団の命の線引きをするなどという闘いで、被害者救済の法律ができました。しかし、獲得性の傷病について、特定フィブリノゲン製剤と特定血液凝固第9因子製剤の投与を受けた方だけに限定された薬害被害者の救済になっています。ですから、薬害被害者の部分的な救済にとどまったのであります。350万人と言われる肝炎患者、感染者全体に対する対策がないままの状況が解決されなかったのであります。

前の臨時国会で、薬害C型肝炎の患者の被害者救済法案が全会一致で成立をしましたが、同時にウイルス性肝炎患者への医療費助成措置などの恒久対策を図ること、これを明記した決議が行われました。この決議を受けて、今通常国会に自民・民主の両党がそれぞれ恒久対策案を提出しましたが、与野党協議の中で与野党協議会を設置して議員提案される運びになったわけでありまして、日銀総裁人事や道路特定財源問題のあおりを受けて、この与野党協議会が開催されずに法案提出の見通しが立たない状況になっています。このままでは肝炎患者・感染者は救済されない状況になりつつあります。市としてどのように考え対応されるか、所見を求めるものであります。

以上であります。再質問は自席で行わせていただきます。

西川議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 17番、白石議員から薬害肝炎被害者の救済について、大きく4点にわたってご質問いただいたところでございます。4点にわたりまして総合的に答弁をさせていただきます、このように思います。

薬害肝炎救済法の成立を受けて、長らく薬害肝炎に苦しんでこられた方々に給付金が送られることとなったわけでございます。また、治療に専念することができるようになったことに対しまして本当に喜ばしいことだと、このように思っております。

しかし、製剤投与の事実関係の有無、病状といった被害者認定はカルテなどの証拠が必要となりますが、古いカルテが残されていない医療機関が多いと報告されておるわけでございます。こうしたことを受けて、薬害肝炎救済法での基本的合意書には、カルテがなくても医師の証言などがあれば証拠として認める。また、争いがある場合には証拠調べで裁判所が判断するなど、条項が盛り込まれたところでございます。こうしたことを受けまして、厚生労働省では血液製剤が納入された医療機関名を再度公表され、C型肝炎などに関する感染検査の受診を呼びかけられたところでございます。これに伴いまして、県においても血液製剤や肝炎検査、医療機関などに関する相談窓口として、血液製剤につきましては県庁の薬務課指導係、肝炎検査につきましては健康増進課感染症係、医療機関に関しましては医務課医療看護係と、五つの県保健所でそれぞれ設置されたところでございます。本市といたしましても健康増進課が相談窓口となりまして、葛城保健所と連携を密にして相談者への情報提供に努めておるところでございます。

また、国の施策を受けて、C型、B型肝炎ウイルス検査を、平成14年から40歳以上の方

を対象に実施をしまいいりました。今後、未受診の方々、積極的に受診されるように取り組むとともに、救済法等の情報提供及び周知に努力をしまいたいと、このように思っております。

肝炎は、その感染経路を特定するのが極めて難しいと言われております。国に対して実態の正確な把握に努める上で、より現実的な救済策として、治療負担の軽減などについて強く求められているところでございます。これを受けて拠点病院の整備など、総合対策を盛り込んだ肝炎対策基本法が審議され、現在、継続審議となっており、早期成立に期待するところであります。そうした中で、今後、ご質問いただいておりますように、できるだけ皆さんに情報提供、あるいは市のホームページなどを使って啓発啓蒙に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 簡潔明瞭にご答弁をいただきました。

1月16日に施行された法律でありますので、その運用については市としても非常に対応がまだまだ模索をされている、そういう状況だろうというふうに思います。

現状では情報を提供するという、そういう役割を果たすとともに、相談窓口を健康増進課に置いて、肝炎の患者や感染者に対して対応しているということでもありますけれども、実際にどのような対応をしているかということについてはご答弁がありませんでした。情報を提供するだけでは問題が解決しないということ、私はこの質問の大きなテーマにして取り上げたわけでありまして。国はこの法律をつくる前に、総理大臣談話、あるいは厚労省大臣談話を発表して、この解決のために全力を尽くす、このように言っているわけです。

例えば福田首相は、この法律に基づく給付金の支払いが円滑に行われるよう、万全の準備を進めてまいります、このように述べていますし、また、法律の概要を説明している、そのマニュアルではどのように言っているかといいますと、政府は医療機関による本剤製剤の投与を受けた者の確認の促進、被投与者への検査の呼びかけに努めるとともに、本法の内容の周知を図るものとする、このように国は大臣談話や救済法の概要の説明の中で述べているわけでありまして。

また、福田総理は、来年度から国と地方公共団体が協力をして、7カ年で総額1,800億円規模のインターフェロン治療に対する医療助成を行うこと等を内容とする新たな肝炎総合対策を実施する、このように言っているわけでありまして。これは単に国だけの問題ではなく、地方自治体の、やはり関与、協力がなければ、この救済法の目的が達成できないということを言っているわけでありまして。

部長も申されましたように、この給付金の支給を受けようと思えば、まずその投与の事実の関係を明らかにしなければならない。これは仕組みからしたら当然でありますけれども、天理のある病院は昭和41年の開設以来カルテを保存してる。そして問い合わせに対しては、文書をもって回答をしてくれています。こういうところは、それは投与事実があったかなかったかということにかかわらず、病院としての姿勢、救済法の趣旨をしっかりと受

けとめて、肝炎の患者・感染者を救済しようということで対応してくれてるんですね。

ところが、お隣の自治体病院はどうなっているか。カルテはもうありません、医者などの証明書は発行しません、こんな対応なんです。これでもう相談者は取りつく島がなくて、もうあきらめざるを得ない、こういうことになるのであります。こういう人たちをどのように救済していくかということが、私は葛城市の相談窓口の役割だ、このように思うわけでありまして。そして、その相談窓口の役割は単に救済法の趣旨を説明、フィブリノゲン等の製剤を供給した医療機関の公表等の情報を提供する、そういうことだけではなくて、まさに先ほど申したように、病院に対して患者さんの、相談者の投与事実を証明するためのカルテの存在の確認、あるいは当時の医師や看護師を確認して、その証明書を書いてもらう。こういう仕事を、私は援助していかないと、とっても問題の解決にはならない。ここにまず第一のハードルがある。それをきちっと、やはり相談窓口で対応できるようにバージョンアップしていただきたいというのが一つです。

そしてもう一つは、カルテ等の存在が明らかになり、これをもって国賠法に基づいて国を被告として裁判を起こしていく、これは素人ではできないことです。私、この法律が成立して、奈良弁護士会、あるいは弁護士事務所はどう対応していただけるか、電話をして確認をしました。ところが、そういう体制はまだできていません、相談には乗りますけれども具体的には取り組めない状況です、こういうことなんです。最近やっと奈良の弁護団が構成されたようでもありますけれども、今の状況では大阪の原告団の弁護団に頼まざるを得ないという、そういう状況になってるんです。これも早急に弁護士会、奈良弁護団ときちっと打ち合わせをしていただいて、全国の原告弁護団のノウハウをきちっと勉強していただいて、対応していただけるようになってもらわなきゃならない。これはだれがするんや。県にしてもらわなきゃなりませんし、もちろん国ですが、国にしてもらわなきゃならない。一番は国にしてほしい。そして県であり、市だと思っんです。

ところが、国はどう言うてるかというたら、この製剤投与の事実を明らかにする問題について、Q&Aというのを出してるんですね、Q&A。とにかく地元の弁護士会に相談してくださいと、こう書いてある。相談してくださいと。そやけど、行ったって相談なかなか乗れない。最寄りの弁護士さんに相談してくださいと書いてあるんですね。こんな、いわば状況になってるんです。ですから、私は市が果たすべき役割というのは非常に大きいものがある。やはり、葛城市の健康増進課のだれそれです、だれそれさんのカルテが残っていますか。残っていなかったら手術記録等、あるいはこの薬の処方記録、あるいは当時手術されたお医者さん、看護師さん、いはりませんか。そういうことをやっていただければ、病院側としても、一市民が病院に電話してお話を聞いても、内容がよくわからない人が電話したって、カルテありませんと言われたら、それで終わりなんです。そういう状況になってるんです。そこからどうやって救済していくか。これは市がしてもらわなきゃできないんじゃないでしょうか。私も相談を受けてやれますけれども、医療機関との交渉や弁護士との交渉、限界があります。この点、その相談窓口の役割ということについて、現状はもうわかりましたからあれですけども、今後どのように対応されていくのか、再答弁

をお願いしたいと、このように思います。

それから、周知徹底の問題です。

いろんな情報を提供するということでもありますけども、やはりどんな情報が必要なのかといいますと、これは実際、今、肝炎の患者さんや感染者だけじゃないんですね。感染者で、もう既に亡くなられた方。この方の相続人も、この給付金の支給の対象になるんです。そしてまた、母親から感染した子ども、出産のときに感染した子どもがいるんですね。そういう方も救済の対象になるんです。ですから、周知徹底の中身もきちっとしてもらわなきゃなりませんし、何よりもこの救済法の給付金の請求の期限は5年なんです。特別措置法ですから5年なんです。5年以内に請求をしなければ、これはもう権利を失う。本当にこの頑張ってきた原告団・弁護団の努力が、これで消えちゃうということになるんです。もう5年なんてすぐです。しかも、今のような給付金を受けるための手続で非常に困難な高いハードルがある状況の中では、すぐに過ぎてしまうという、そういうことなんです。これらのことをきちっと、やはり周知徹底をしていただきたい。

それから、恒久的救済法、医療費の助成法ですけども、今の現状では与野党協議が整わないという状況で、年度内に提案され、可決されるかどうか、見通しが全く立たない状況なんですね。市民の、県民の皆さんの中には、インターフェロンを投与しろと医者から勧められている人がたくさんいるわけですけども、現実にもそういう治療をしている人はたくさんいるわけですけども、1カ月7万円ぐらいの負担がかかるんですね。これはもう大変なことです。これを、この恒久的な医療費の助成のための法律をつくって、1万円から、所得に応じて5万円ぐらいまで軽減しようということが、本来この救済法の趣旨や福田総理の談話、厚生労働大臣の基本合意式のときの談話からすれば、これはちゃんと、もう来年度にはやりますと言ってたものがやられないということになったら、これは本当に患者さんや感染者の方は大きな負担をまた強いられる。法律の趣旨が何ら生かされないということになるわけです。こういうことを放置していいのか。葛城市として、地方自治体としてやれるべきことはないのかということ、私聞きたいわけです。この点、なかなか法律的に、制度的に、現状では困難であるということは理解をしていますけれども、ご見解をお伺いしておきたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま白石議員から再質問いただきました。

この件につきまして、国が果たす役割、また県が果たす役割、市が果たす役割、この辺のところ辺をきちっと整理が必要だろうと思います。

今現在、いろんな形で県下の医療機関、薬害のそういう医療機関も公表はされておるわけなんですけども、ご指摘いただいたようにカルテがあるとかないとか、というような調査も県では実施されております。その中でご指摘いただいたように、本当に古い分からは保管しているような医療機関が少ないというのが、資料のデータの中でも示されているという現状があるわけでございます。

先ほどの、市としての役割の中でどういう対応していくのかということら辺でございま

す。この分につきましては、薬害肝炎の部分と、それ以外の肝炎者の治療救済と、大きく2点に分けられると思うわけでございます。その薬害肝炎の分につきましては、この分につきましては本当に最終的には証拠書類の問題、あるいはそれを裁判所に行って判決を受けなきゃならないという高度な手続が入ってくるわけでございます。そういった部分で、市としてはなかなかそこまで対応も難しいのが現実であろうと思うわけでございます。そうした中で、県も専門的な窓口、医療に関する窓口、三つの窓口に分けて対応して、窓口として設置されたわけでございます。そういう中で、やはり市として住民の方々に啓発をする中で、窓口として、そういうところ辺にどういう形でつなげていくかということが一番大事じゃないかなと、こういう思いもしておるわけでございます。

そうした中で、特に肝炎の被害の分につきましては、ご指摘いただいておりますように限られた期限の中での5年間という特別措置ということでございます。この分につきましては急遽、担当課にも指示させていただいて、できるだけ住民の方々に情報提供なり、今後のそういう対応をしていく部分について、窓口としての機能を充実していきたいと、このように考えております。

あと、それ以外の肝炎の分につきましては、先ほど答弁いたしましたように、平成14年から、市としても40歳以上の方を対象に肝炎検査をずっとやってきた、また、住民の方々にもそういう分での検査について啓発・啓蒙も図ってきて、受診率の方につきましても、住民の方々に情報として提供もさせてもらってきた経緯もあるわけでございます。そういった中で、何人かB型、C型のウイルスの検査の結果、判明した方もおられるわけでございます。そうした方を、今度さらに精密検査につなげていくような形で治療につなげていけるような体制づくりは、現在やっておるわけでございます。そういった面のさらに、先ほど言いましたように未受診の方を特に洗い出しをしながら、受診の勧告に努めてまいりたいと、このように思いますので、今後いろんな面でまたご指導なりいただきたいと、このように思います。

以上で答弁終わります。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 部長から改めてご答弁をいただきました。

肝炎の患者さん、あるいは感染者の皆さんの置かれている実情というものをご理解をいただけた上での答弁であったというふうに思います。

ご承知のように、このC型肝炎はウイルスに感染した患者の血液が、血液内に入ることによって感染する病気なんです。だから、他人の血液が自分の体内に入るなんていうことは、そういう機会というのはおよそ考えられない病気なんです。やっぱり血液に直接、肝炎ウイルスを投与することによって起こるんです。全く患者さんや感染者の皆さんの不摂生とか、あるいは不注意、こんなことでなった病気と違いますね。まさにこの製薬会社、あるいはその薬を承認した国の責任によって起こったものなんです。何にも患者さんや感染者の皆さんには責任のない病気なんです。にもかかわらず、それこそ発症した人は長期にわたってインターフェロンを投与し、苦しい療養生活を強いられ、完治したと言われ

たつて、いつまた再発するかわからない。肝硬変、肝がんに進んでいくかわからないという、そういう不安の中で今生活をしてるんです。そういうことを解決するために、この救済法ができたんですから、そのことをきちっと認識・理解をしていただいて、行政としてこの救済法の趣旨、首相談話や大臣談話の内容を国や県任せにするんじゃなくて、本当に地方自治体として、住民に身近な機関として、やはりきちっと悩み・相談を取り上げて、具体的にこの手だてを打って、手を差し伸べてほしい。このことをやはり強調して、私の質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

西川議長 これで白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中、継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中、継続調査とすることに決定しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。

6日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成20年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日に開会をされました葛城市議会平成20年第1回定例会が16日間の全日程を終えていただきまして、本日閉会となったところでございます。

その間、提案をいたしました全議案、慎重にご審議を賜りまして、いずれも可決承認をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

特に、今期は平成20年度の一般会計ほか、各特別会計予算の議決をいただいたところでございます。会期中の議論にもありましたように、行財政を取り巻く環境が大変厳しい状況であるわけでもございまして、本市におきましても例外に漏れず、そういう状況にあるわけでもございます。

そんな中で、議員皆様から寄せられました貴重なご意見、ご提言をしっかりと受けとめさせていただきまして、職員が一丸となって市民皆様の負託にこたえられるように邁進する所存でございます。

なお、先ほどの質疑の中にもございましたように、今月末をもって退職する職員が本席の部長の中にも3人おるわけでございます。大変長い間でもございましたけども、議員の皆様方を初め、市民の皆様方にお世話になりましたことを、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

また、4月からは新しい体制で、先ほど申しました平成20年度の予算執行に当たっていくところでございます。引き続きまして、議員皆様方にはなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさついたします。本当に長い間、ありがとうございました。

西川議長 以上で平成20年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後5時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

議 会 副 議 長 川 辺 順 一

署 名 議 員 朝 岡 佐一郎

署 名 議 員 高 井 悦 子